



第1章
4

その他の公園・緑地に関する項目

1. レクリエーション施設の概要

町内には厚岸味覚ターミナル・コンキリエなど観光交流の機能をもつ施設が4施設、宮園公園内のパークゴルフ場をはじめとするスポーツ施設が6施設、また、水鳥観察館や少年自然の家などの観光や体験機能をもつ施設が7施設設置されています。

区 分		施 設 名 称	緑の状況			位 置
			敷地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	緑化率 (%)	
都市 計画 区域 (内)	観光 施設	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ	7,676	2,506	32.7	住の江町3番地 164
		厚岸情報館	5,893	1,216	20.7	宮園町 203 番地 8
		海事記念館	1,878	1,809	96.3	港町 50 番地 1
		郷土館				湾月町 1 丁目 14 番地
	スポーツ 施設	温水プール	3,285	0	0.0	湾月町 1 丁目 86 番地 3
		勤労者体育センター				宮園町
		スケートリンク				宮園町 194 番地 164
		野球場				宮園町 194 番地 164
		宮園公園（パークゴルフ場）				宮園町
		住の江丘陵公園（パークゴルフ場）				住の江町
都市 計画 区域 (外)	観光 体験 施設	厚岸水鳥観察館				大別 2 番 3
		別寒辺牛川カヌー乗り場				大別 2 番 3
		太田屯田開拓記念館				太田 5 の通り 23 番地 1
		筑紫恋キャンプ場				筑紫恋 2 番地 1
		道立厚岸少年自然の家				愛冠 6
		尾幌酪農ふれあい館				尾幌 124 番地
		ふれあい体験農園				上尾幌





2. 景観の概要

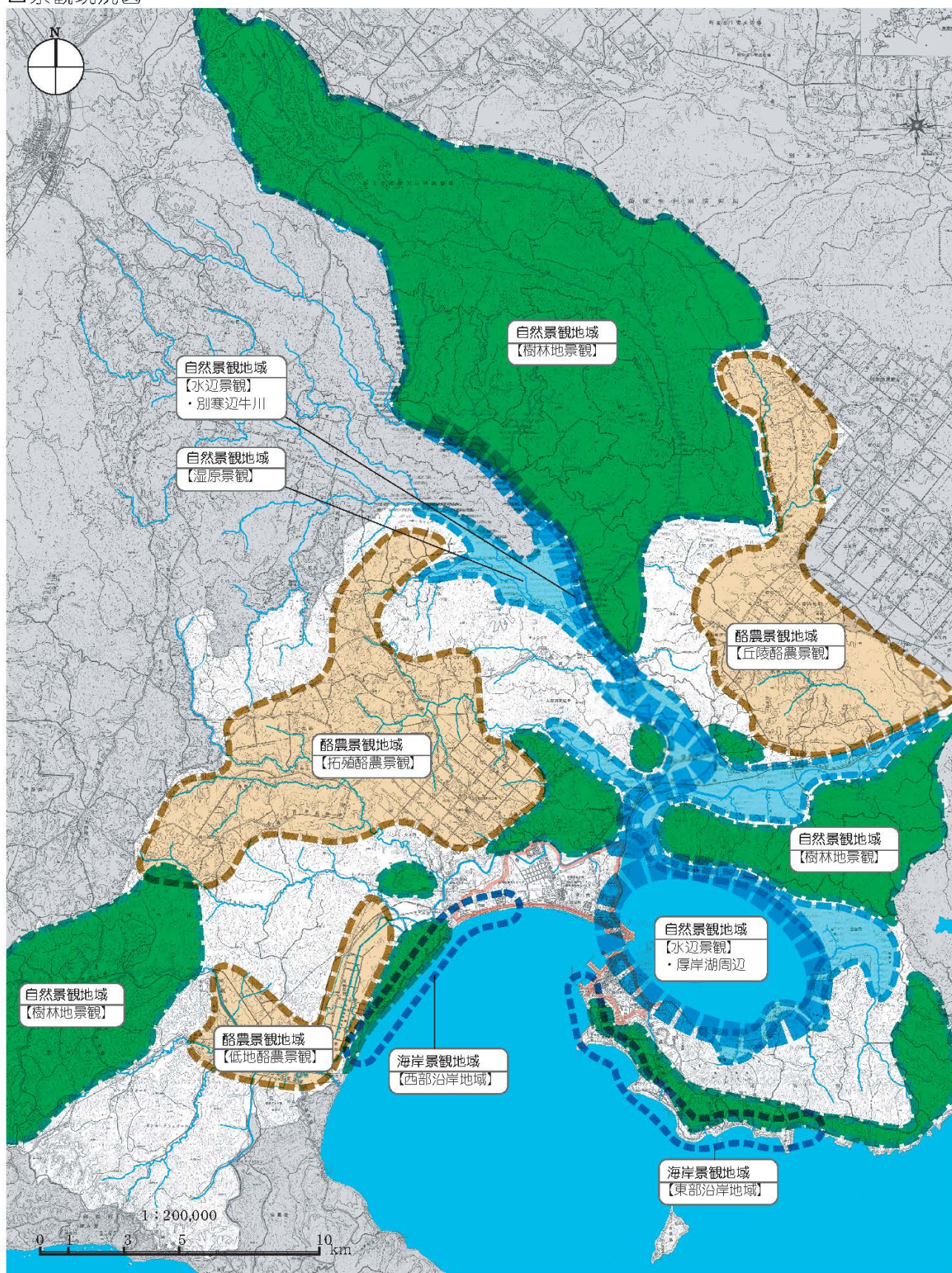
《 まちの景観の概要 》

本町は上流域の豊かな森林や湿原、また別寒辺牛川や厚岸湖等の雄大な自然に恵まれています。また、丘陵地上には酪農地域が広がり、さらには変化に富む海岸も町の代表的な景観としてあげられます。本町ではこれらの「自然景観」や「酪農景観」「海岸景観」など、景観の多様さが本町の景観における特徴ともなっています。また、これらのうち特に優れたポイントは「観光10景」としても位置づけられています。

区 分			特 徴	備 考
自然景観 地域	樹林地景観		本町は面積の約57%はが森林地域となっているが、特に上流域のパイロットフォレスト等は広大な針葉樹林景観となっている	
	湿原景観		別寒辺牛川水系の下流域に広がり、植物や水鳥などの宝庫でもあり、湿原特有の面的な広がり特徴となっている（国道44号から望む景観）	観光10景の⑦に『厚岸湿原』が指定（糸魚沢地区マカバヅ川）
	水辺景観	別寒辺牛川	別寒辺牛川水系は上流域と下流域を繋ぐ河川軸であるが、本流は自然河川日本一であり、特に優れている（カヌーから望む景観）	
		厚岸湖周辺	周囲24.8kmで市街地に接した水辺景観ゾーン、カキやアサリ等の漁場でもあり、地域固有の情景が見られる	観光10景の⑥に『厚岸大橋とかき礁』が指定
酪農景観 地域	拓殖区画の酪農景観（防風林）		太田地区に広がる本町の代表的な酪農景観。屯田兵により開拓され、当時の拓殖区画に沿った防風林が景観のアクセントとなっている	
	丘陵酪農景観		若松・トライベツ地区や片無去地区に広がる酪農景観。緩やかな丘陵地上の牧草地の広がりと点在する樹林地や家屋が印象的である	観光10景の⑩に『緑の大地町営牧場』が指定
	低地酪農景観		尾幌地区に広がる酪農景観。尾幌川を軸とする低地に広がる牧草地と、景観の背景となる木々に覆われた丘陵地の連なりが特徴となっている	
海岸景観 地域	西部海岸景観		厚岸湾西部の弓状の海岸地域。厚岸湾をはじめ、遠景に市街地や大黒島などが眺望でき、広がりを感じられる海岸景観が特徴となっている	⑧に『あつけし望洋台』、⑨に『北海のパノッマ苫多海岸』が指定
	東部海岸景観		厚岸湾東部及び太平洋に面する海岸地域。大黒島や小島を始め、奇岩奇石や急峻な断崖など、変化に富む海岸景観が展開する。また、愛冠岬などの眺望や原生花園などの景勝地が多いことも特徴としてあげられる	①に『原生花園・あやめヶ原』、②に『ピリカウタから望む小島・大黒島』、⑥に『愛とロマン愛冠岬』が指定



□ 景観現況図





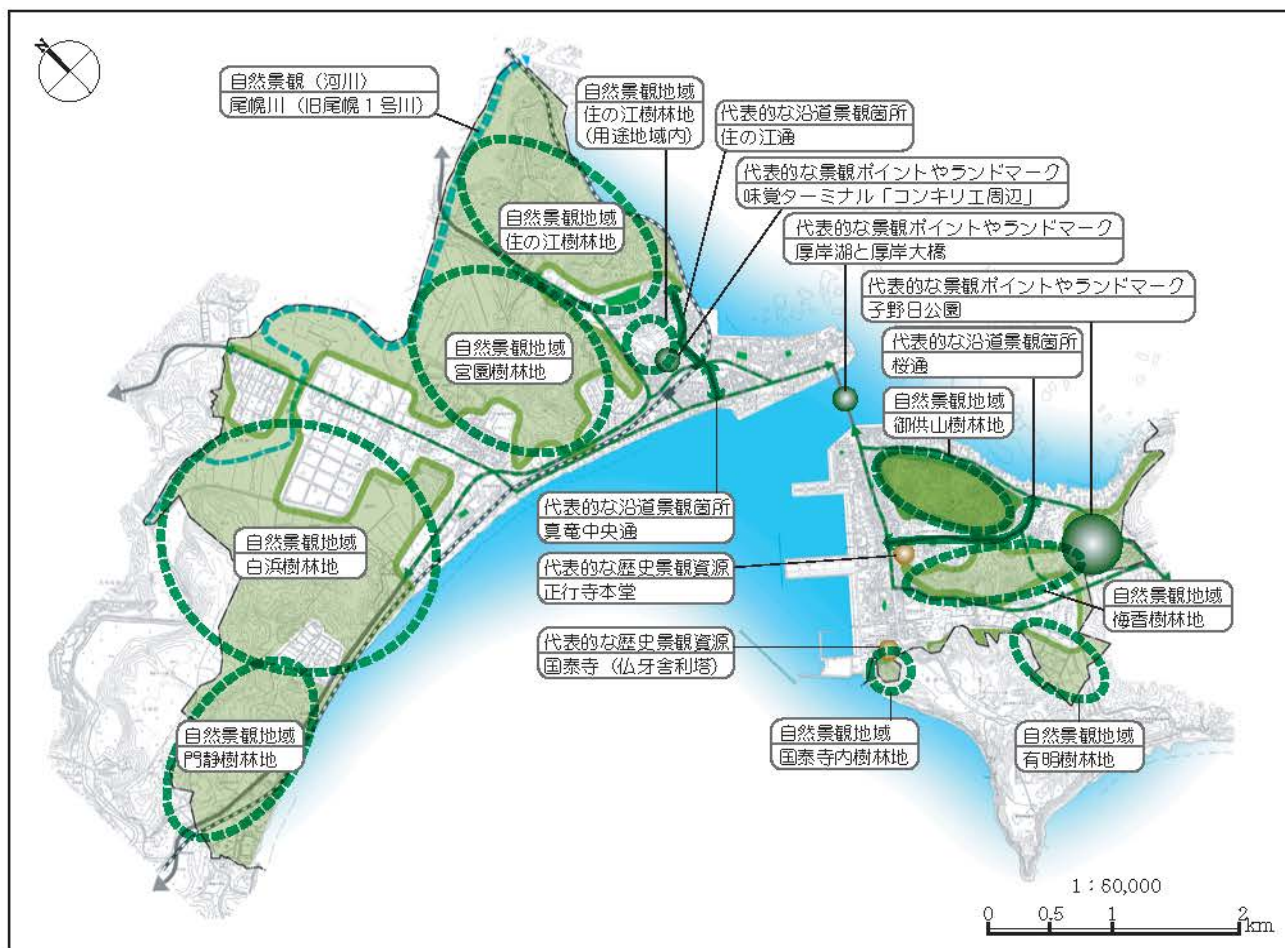
《 市街地景観の概要 》

本町市街地の雄大な森林及び草原地帯からなる地形は、本町特有のものであり、湖南地区における梅香町や湾月町に隣接する樹林地の緑は近景として効果的です。また、市街地にはランドマークとなる緑をはじめ、歴史的な景観資源も点在するほか、近年では市街地景観に彩りをあたえる街路樹等の整備も行われ、これらの面、点、軸が本町の市街地景観を特徴づけています。

区 分		特 徴	備 考
自然景観 (樹林地)	門静樹林地	国道44号から望むカラマツ・トドマツ植林地などの景観は優れている	
	白浜樹林地	天然林で構成される樹林地で道道厚岸標茶線から望む景観は優れている	
	宮園樹林地	天然林で構成される樹林地で国道44号線から望む景観は優れている	
	住の江樹林地	天然林で構成される樹林地で良好な自然景観となっている	
	住の江樹林地 (用途地域内)	市街地内で最大の樹林地で周辺高台からの景観は優れている	
	御供山樹林地	本町の代表的ランドマークともなる樹林地で周辺市街地からの景観として重要	
	梅香樹林地	市街地に隣接し地域景観の向上に寄与している	
	国泰寺内樹林地	宗教的なコミュニティの中心性ととも周辺地域の樹林と一体化し周辺地域に大きな影響を与えている	
	有明樹林地	天然林で構成される樹林地。周辺地域からの景観は優れている	
自然景観 (河川)	旧尾幌1号川	市街地の北西を流れ、厚岸湖へ注ぐ湖北地区唯一の河川。河川周辺は湿原が広がり、市街地を代表する自然景観となっている	
代表的な景観ポイント やランドマーク	厚岸湖と厚岸大橋	湖北地区と湖南地区を繋ぐ、まさに「架け橋」として昭和47年に完成、以来本町の象徴的建造物となっているほか、厚岸湖を眺望する景観ポイントでもある	観光10景の⑥に指定『厚岸大橋とかき礁』
	味覚ターミナル「コンキリエ」周辺	平成6年に湖北地区の市街地を見下ろす高台に建設された食をテーマとした施設。カキがモチーフの施設デザインと周辺の緑は御供山と同様に市街地のランドマーク的存在	
	子野日公園	エゾヤマザクラ・ハウチワモミジ・ボダイジュ・シナノキ・カツラ等の樹種で構成され町民のオアシスとして親しまれている	観光10景の③に指定『桜の名勝子野日公園』
代表的な歴史景観資源	国泰寺(仏舎利塔)	北海道の三官寺として江戸幕府により建立された歴史的建造物。建物は建て替えられ、門や仏舎利塔が現存する代表的建造物である。敷地内の緑と合わせまちの歴史的景観ポイント	観光10景の④に指定『国泰寺とパッサン岬』
	正行寺本堂	国の重要文化財に指定される歴史的建物。1799年に新潟県で建立されたものを明治42年移築。意匠、背景含め重要な建物	
代表的な沿道景観箇所	住の江通り	車道脇の緑陰を形成する(エンジュ・タマシバク)	
	真栄大通り	17種の樹木が植樹され付近住民の散策の場ともなっている(シタノヤギ、タマシバク、ナカマド、シラカバ、エゾヤマザクラ、イチイ、ツツジ、ライラック 他)	
	桜通り	直線に続く街路の美観に供する(イタヤカエデ、ナナカマド)	



□ 景観現況図





第 1 章

3. 地域防災計画についての概要

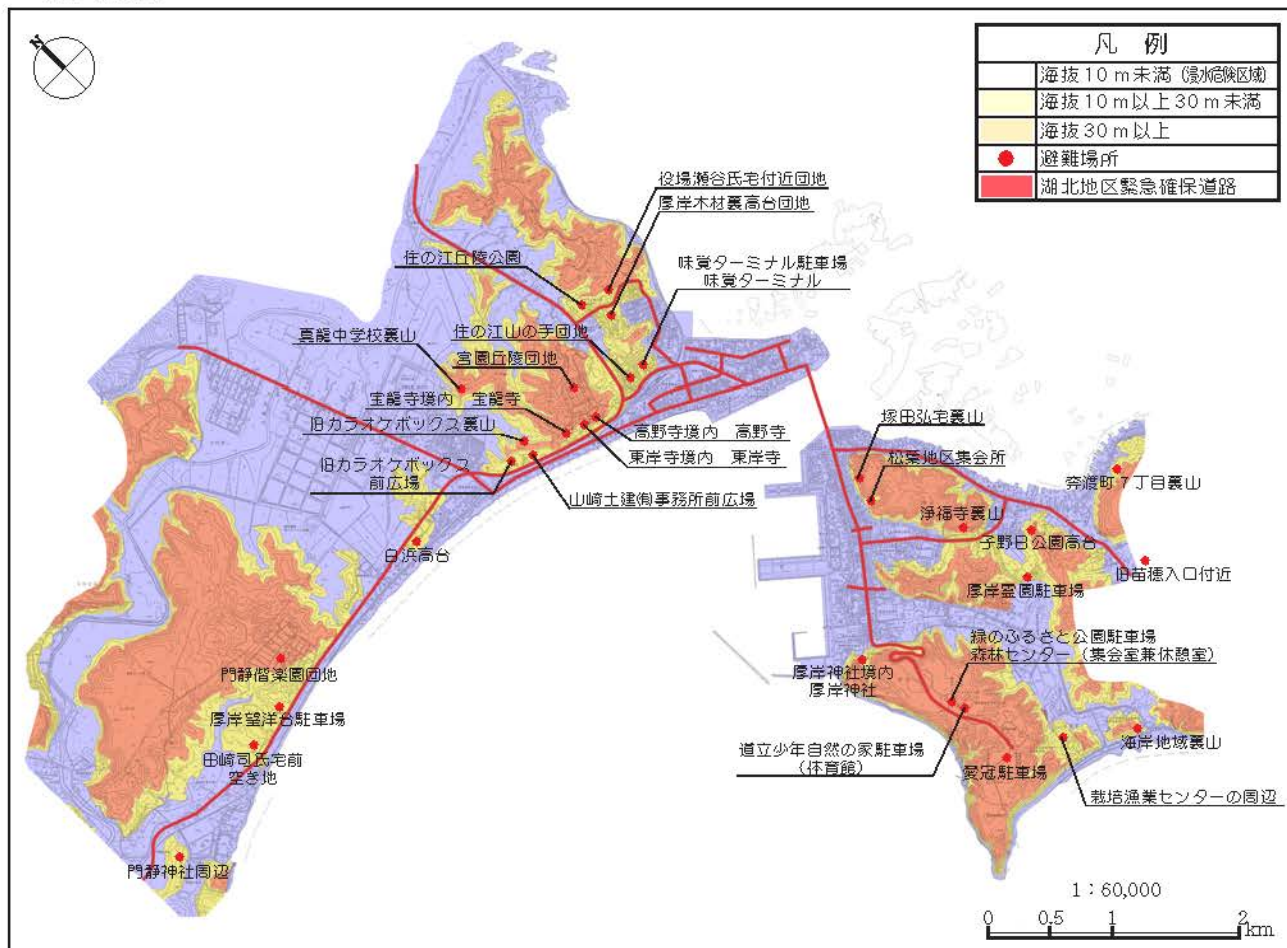
《 地域防災計画における広域避難場所 》

地域防災計画において、広域避難場所として平成8年3月現在で47箇所指定され、これらは津波や高潮時などの災害発生時の避難場所とされています。

都 市 計 画 区 域				都 市 計 画 区 域			
地 域	避 難 場 所	所 在 地	避 難 対 象 区 域	地 域	避 難 場 所	所 在 地	避 難 対 象 区 域
湖 北 市 街 地 域	宮 園 丘 残 団 地 (道 路 ・ 空 き 地)	宮園町 193 番地	港町、真栄町	湖 南 市 街 地 域	塚 田 弘 氏 宅 山 裏	御供 1249 番地先 48 番 1 の 部	松葉町 4 丁目、 若竹町 4 丁目
	旧カッパボックス 裏 山	宮園町 177 番地 1	宮園町 (鉄北除く)		浄 福 寺 裏 山	梅雪町 2 丁目 51 番、8 番、41 番	梅雪町
	真 龍 中 学 校 裏 山	宮園町 194 番地 1	宮園鉄北		子 野 日 公 園 台	奔渡町 6 丁目 65 番 1	奔渡町 1～5 丁目・6 丁目 (松住 周辺除く)、7 丁目 (奔渡川の橋 5 手前側)
	白 浜 高 台 (志田敏雄氏所有地)	白浜町 35 番地 1	白浜町 (海岸地域)		旧 苗 穂 入 口 近 付	奔渡町	奔渡町 1～5 丁目・6 丁目 (松住 周辺除く)、7 丁目 (奔渡川の橋 5 手前側)
	味覚ターミナル 駐 車 場	住の江町 3 番地 164	港町、真栄町		奔 渡 町 7 丁 目 山 裏	奔渡町 7 丁目 88 番	奔渡町 7 丁目 (奔渡川の橋から手前 側)
	味覚ターミナル (1 フ ロ ビー)	住の江町 3 番地 164	港町、真栄町		厚 岸 空 間 園 地 車 庫	有明町 21 番	有明町、奔渡町 6 丁目 (松住周辺)
	真 龍 神 社 内 (広 間)	宮園町 146 番地 1	港町、真栄町 宮園町 (鉄北除く)	太 田 市 街 地 域	太田地区公民館周辺 (開拓記念館含む)	太田 5 の通り 23 番地	太田南、宮園鉄北の 部 白浜町の 部
	高 野 寺 境 内 (庫 裡)	宮園町 149 番 1	宮園町 (鉄北除く)		太田地区公民館 (和室、講堂、図書室)	太田 5 の通り 23 番地	太田南、宮園鉄北の 部 白浜町の 部
	東 岸 寺 境 内 (庫 裡)	宮園町 154 番 1	宮園町 (鉄北除く)		太 田 小 学 校 校 舎	太田	太田南、宮園鉄北の 部 白浜町の 部
	宝 龍 寺 境 内 (庫 裡)	宮園町 157 番 1	宮園町 (鉄北除く)		太 田 中 学 校 校 舎	太田	太田南、宮園鉄北の 部 白浜町の 部
	山 崎 土 建 (衛 生 事 務 所 前) 広 場	宮園町 160 番 22	宮園町 (鉄北除く)		厚 岸 望 洋 台 場 駐 車 庫	門静 77 番地 3	門静
	旧カッパボックス 前 広 場	宮園町 160 番 6	宮園町 (鉄北除く)		門 静 音 楽 団 地	門静 78 番地 4	門静
	住の江山の手回地 (道路・空き地)	住の江町	港町、真栄町		田 崎 司 氏 宅 前 地 空 間	門静 31 番地 1	門静
	厚岸木材高台回地 (道路・空き地)	住の江町	住の江町		門 静 神 社 辺 園	門静	門静、苔多
	役 場 瀬 谷 氏 宅 付 近 回 地 (道 路)	住の江町	住の江町	筑 紫 恋 市 街 地 域	栽培漁業センター の 周 辺	筑紫恋 2 番地 7	筑紫恋
	住 の 江 丘 陵 公 園	住の江町	住の江町		海 岸 地 域 裏 山	筑紫恋	筑紫恋
湖 南 市 街 地 域	愛 冠 駐 車 場	愛冠 18 番	湊月町、若竹町 1 丁目、 松葉町 1 丁目	床 澤 市 街 地 域	床 澤 神 社	床澤	床澤東地区
	緑のふるさと 公 園 駐 車 場	愛冠 6 番	湊月町、若竹町 1 丁目、 松葉町 1 丁目		遠 藤 勇 氏 地 所	床澤	床澤東地区
	森 林 セ ン タ ー (集会所兼休憩室)	愛冠 5 ・ 6 番地	湊月町、若竹町 1 丁目、 松葉町 1 丁目		ビリカウタ広場 (多目的広場)	床澤	床澤東地区
	道立少年自然の家 駐 車 場	愛冠 6 番	湊月町、若竹町 1 丁目、 松葉町 1 丁目	末 広 市 街 地 域	高 島 昭 氏 宅 裏 山	床澤 53 番地 1	床澤西地区
	道立少年自然の家 (体 育 館)	愛冠 6 番地	湊月町、若竹町 1 丁目、 松葉町 1 丁目		斉 藤 利 男 氏 干 場	末広 217 番地 242 番地	末広
	厚 岸 神 社 社 内 境	湊月町 1 丁目 23 番	湊月町		イーモン ト 号 の 看板 付 近	末広 56 番地	末広
	厚 岸 神 社	湊月町 1 丁目	湊月町	広 涼 寺 跡 地	末広	末広	
	松葉地区集会所	御供 1 番地 1	松葉町 2 ・ 3 丁目				



□防災現況図





緑づくりに関する地区住民の声

上位計画である「厚岸町都市計画マスタープラン」の策定作業（平成 13 年～16 年）で全 3 回行われた地区会議（ワークショップ）より厚岸町の地区住民からの緑に関する意見をまとめました。

自然保護！

- ・自然を中心に考えて、都会と反対のことを考えていかななくてはならない……………湖南地区
- ・自然環境は厚岸の資源（野生動物、巨木、別寒辺牛川）なので大切に守って
いきたい……………太田地区
- ・自然は人にゆとりとやすらぎを与えてくれるので大切に保護していきたい……………太田地区
- ・環境保全が必要……………尾幌地区
- ・自然と人の営みをとらえ直すことも大切。自然との新しい関わり方を考えたい……………尾幌地区
- ・自然を壊さない、つくらなくてよい自然を後世に残したい……………尾幌地区
- ・今は植林をしながら自然を守っていくべきだ……………尾幌地区
- ・厚岸の大切な財産として自然を活かしたい……………尾幌地区
- ・これからの開発、開拓を進めていく段階で自然とどう関わっていけるか？
考えなくてはならない……………尾幌地区
- ・“自然をもどそう”という強い意志が必要……………尾幌地区
- ・自然環境に恵まれた地区なので保護することが大切である……………糸魚沢地区

森を育てる仕組みをつくろう！

- ・森を育てる仕組みづくりが必要……………湖北地区
- ・木を植えるのは簡単だけど、育てていくのはとても大変でお金もかかるので
対策が必要……………湖北地区
- ・町民みんなで森や環境を育てるような仕組みづくりが必要……………湖南地区
- ・木を切る農家がいる、そして木を植える団体がいるのは矛盾している……………湖南地区
- ・農家自体も苗などを提供してくれるなら植林活動をやりたいと考えている……………若松地区
- ・森林が伐採によって丸坊主になっている箇所（原野）があるので植樹をして
いるが、木を植える土地を提供してくれる人間はあまりいない状況……………太田地区
- ・八雲町の「巨木サミット」という行事があるが、厚岸町にも樹齢 100 年
～ 500 年の巨木（太田の神社の巨木）があるのでわが町も参加して欲しい……………太田地区
- ・別寒辺牛の方で婦人部の方が植樹活動をしている……………太田地区
- ・イチイ、オンコの原生地、密生地で上尾幌は有名なので大切に守っていききたい……………上尾幌地区
- ・昔に切ってしまった木を、また復元させるなどの動きが現在ある……………尾幌地区
- ・草地になっている所、特に荒れた所をもっと自然に戻したい……………尾幌地区
- ・木を植える気持ちを強く町民に広めるべき……………尾幌地区
- ・森を守るという気運を高めていかななくてはならない。だから地域のためにカラ松
の植林を行っている……………糸魚沢地区
- ・孫の代にあげられる財産として木を植えるというのは良いことだが、問題は
植える土地がないこと……………糸魚沢地区



やっぱり地区に公園が欲しい！

- ・ 偕楽園団地の町有地で協働による児童公園をつくりたいと考えている……………門静地区
- ・ 昔の小学校（学びの山）に色んな植物が生えているので“遊歩道”
を付けたりして子供の課外学習として利用したい……………上尾幌地区
- ・ 河川工事（整備）の事業に併行して親水性のある公園など作って欲しい……………尾幌地区

いやいや公園は必要ないよ！

- ・ この地区は子供も少ないので公園を欲しいという声はない……………苫多地区
- ・ 片無去の人は全くと言っていいほど外で遊ぶ人はいないので公園は必要ない…片無去地区
- ・ この地区は子供も少ないので公園を欲しいという声はない……………太田地区
- ・ 自然がたくさんあるので公園は必要ない……………糸魚沢地区

遊休農地を活用して自然農園をつくりたい！

- ・ 自然に無理をかけず、花・野菜を作る場を是非尾幌につくりたい……………尾幌地区
- ・ 尾幌に山菜農園をつくりたい……………尾幌地区
- ・ 尾幌は荒れ地が多く、上尾幌みたいに農園になれば良くなると思う……………尾幌地区
- ・ 遊休農地の活用もこれから大切になるだろうと考えている……………尾幌地区
- ・ 体験農園等に土地（遊休農地）を貸し出して何かをする場にしたい
という人がいる……………尾幌地区

花を植えてまちを明るくしたい！

- ・ 自治会は花壇でもやりたいがお金がなくてできないのが現状……………若松地区
- ・ 片無去の学校で花の苗を作って上尾幌の方にあげるとい活動も行っている…片無去地区
- ・ 荒れた牧草地（離農跡地）を花畑にしたい……………尾幌地区
- ・ 農園等（野菜・花）みんなが作業できる場（特定の私有地ではない場所）……………尾幌地区
- ・ 尾幌のまちは花がなく淋しいので工夫をして花を植えたい……………尾幌地区
- ・ 学校の子供がコスモスの種をくれた。しかし植える場所がない……………尾幌地区



解析評価と課題の整理（緑づくりの方向性）

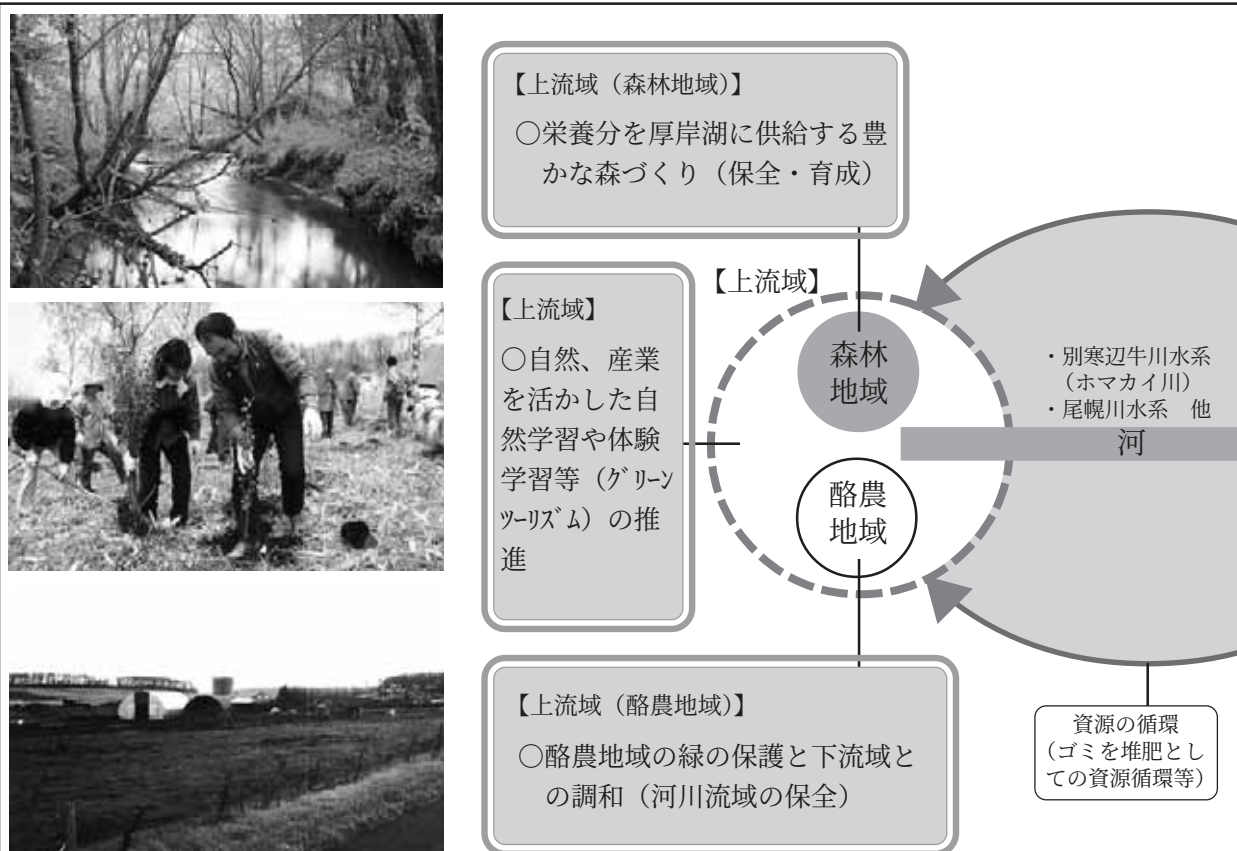
1. 環境保全系統緑地の解析評価と課題の整理

本町の緑づくりにおいては地形等の現状から評価しても、河川の骨格軸としての重要性があげられます。また、河川を軸とする上流域の自然地域や酪農地域と、下流域の市街地や漁業地域との良好な関係づくりが重要と言えます。

別寒辺牛川を軸とする自然環境づくり

- ・別寒辺牛川水系の河川を緑の骨格軸と位置づけ、これらを基本とした緑地の整備を行う必要があります。また町内を流れる河川は上流の森の養分を厚岸湖へ供給する役割があるほか、町民の飲料水を取得する河川等、町民の生活にとって重要な要素となっていることから、これらの河川の保全と育成を行う必要があります。

《 緑づくりの方向性（模式図） 》



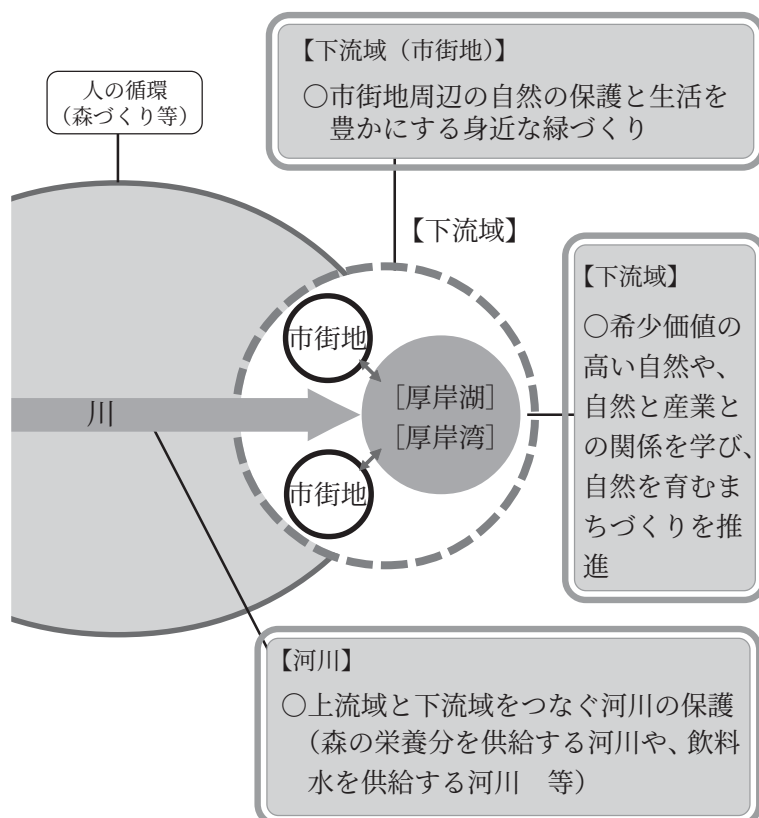


上流域の森を保全する各種指定区域の保全

- ・水源をかん養し森の栄養分を下流域に供給する豊かな森として、上流域の森林地域の保全や各種の指定地域の保全に努める必要があります。

酪農地域の河川周辺等の緑の保全

- ・本町の基幹産業の一つでもある酪農地域の生産緑地の担う経済的な効果を認識しつつ、適正な営農環境の保全に努めるとともに、下流域の漁業とも調和を図るための河川や周辺の自然の保護育成を図る必要があります。





2. レクリエーション系統緑地の解析評価と課題の整理

生活に身近な憩いの場づくり

- ・日常的なレクリエーションや憩いの場となる都市公園は、都市計画区域内において12箇所が現在整備されています。また町民一人あたりの緑地率も全道平均を上回っている状況ではありますが、飛び地街区等では公園が未整備であり、要望も高いことから、身近な街区公園等の適正配置が求められます。

スポーツ施設等の緑づくり

- ・本町には宮園公園をはじめとする町民の健康づくりに寄与する緑の空間が多数整備されています。中でも、パークゴルフ場は人気が高く、宮園公園以外でも各地区に整備されています。これらの緑は町民の利用率も高く、また、充実に向けた要望も高いことから、周辺景観にも寄与する緑のスペースとして、今後も充実に努めます。

自然とのふれあいの場づくり

- ・本町には、水鳥観察館や厚岸少年自然の家、ふれあい体験農園をはじめとする、自然、水辺、農地など様々な自然とふれあえるレクリエーション空間がありますが、それらの拠点の更なる有効活用と休校中や廃校の小学校など、未利用な既存公共施設の活用によるグリーンツーリズム等の推進が求められます。



宮園公園パークゴルフ場



杜の学校



3. 防災系統緑地の解析評価と課題の整理

避難場所や避難路となる緑の確保

- ・本町の特性として、中心市街地をはじめ海岸に面する地区が多いことがあげられますが、これらの地区では津波等の災害から町民を守る避難場所や避難路の確保が必要となります。本町では、これら避難場所や避難路の確保を着実に進めていますが、今後も必要箇所での避難場所の整備を進める必要があります。

各市街地後背の丘陵地の緑の保全

- ・本町の中心市街地域や漁村地域は、海岸に面しており、各市街地後背は丘陵地となっております。これらの緑は、津波等の災害時における避難の場となっており、また、地すべり等の災害から地区を守っています。このことから各地区を守る市街地後背の傾斜地及び樹林の保全が必要です。

既存公園の防災公園化の検討

- ・中心市街地域の湖南地区はライフラインを厚岸大橋に布設しているため、万一の災害時の対応が求められています。よって、湖南地区での既存公園の活用による防災公園化の検討を行う必要があります。

地区を守る緑の保全（防風林）

- ・太田地区は台地上の広大な酪農地域であることから、風の被害を受けやすい地区であります。特に冬季においては地吹雪による交通被害等も起きていることから、地区を守る防風林等の保全が必要です。





4. 景観構成系統緑地の解析評価と課題の整理

ランドマークとなる緑地の保全

- ・本町の中心市街地域には景観のランドマークとなる緑として、御供山やコンキリエ周辺の緑地があげられます。これらの緑は市街地景観を特徴づける緑として重要であり、市街地周辺に残された貴重な自然であることから、保全と育成を図る必要があります。

歴史的景観資源の活用

- ・本町の湖南地区の国泰寺や正行寺はその周辺の緑と合わせ、まちの歴史的にも、また景観的にも意義のある資源でもあります。そのため、これらの緑の保全とネットワーク化によるまちなみ景観づくりが求められます。

各街区の拠点施設での緑づくり

- ・本町には各種の公共公益施設が点在し、各街区ごとに集会所などの生活拠点となる施設が配置されています。その中でも厚岸町役場等の主要公共施設においては、敷地内に緑化スペースを設け、市街地内の緑の拠点として市街地景観に彩りをあたえています。今後は特に各地区の集会所などの生活の拠点となる施設での緑づくりを行う必要があります。

軸や点の緑づくりの普及、促進

- ・本町では、近年、幹線道路や各家庭の庭先などで花による演出などの活動も行われています。今後はこれらの取り組みの輪を更に広げ、潤いのある景観づくりが求められます。



第2章



緑づくりの理念と 基本方針



緑づくりの理念と基本方針

《 緑づくりの理念 》

厚岸町は、町域のおよそ 57% が森や湿原等で占められる自然に恵まれたまちです。これらの自然は、その面積もさることながら、ラムサール条約に登録される「別寒辺牛湿原」をはじめ、道立自然公園にも指定されている「厚岸湖」、また天然記念物に指定された「大黒島」など、貴重な緑が多いことも特徴となっています。また、近年では、まちの自然資源を体験できるまちとして、別寒辺牛川でのカヌー下りや水鳥観察館での野鳥観察、また道立厚岸少年自然の家をはじめとする各種の施設において、多くの人々に親しまれています。

しかし、このように豊かな自然が多く受け継がれてきた町ではありますが、まちの発展に伴い、少なからず自然は開発の影響を受けてきました。それを顕著に表すことに、昭和 58 年の厚岸湖のカキのへい死をはじめとする、近年の漁獲量の減少や変動があげられます。これらの出来事は直接的な因果関係が自然にあるとは断定できませんが、少なからず上流域の森の減少も影響があると考えられています。そのような中、全国的にも森がもたらす公益的な機能が見直しされはじめていますが、古くから厚岸湖や厚岸湾をカキやアサリ、昆布等の漁場としてきた厚岸では、早くから森との関係に気づき、町の有志による植林活動も行われるなど、産業育成の視点からも、現在の森や緑の重要性が見直しされています。

また、厚岸町の緑にはその他にも様々な公益的機能があげられます。まちは厚岸湾に面する中心市街地をはじめ、漁業地区や酪農地区から構成されていますが、特に海に面する地区では、町の有史以来、いくつかの津波等による被害を受けてきました。しかし、市街地の後背にせり上がる丘陵地の緑は、そのつど避難の場所として町民生活を守ってきました。また、近年、沿道での花壇づくりや各家庭でのガーデニング等の取り組みが活発に行われていますが、これらの取り組みは町や町民の生活に彩りをあたえています。さらには、グリーンツーリズムという考え方が定着しつつある中、厚岸町の貴重な自然資源のアピールと更なる活用により、観光や交流等の面における町の振興も期待できます。これらのことから、厚岸の緑は、町の豊かな自然資源であるほか、まちの産業を育み、また時には災害等から地域を守る役割を果たすなど、町民の生活やまちの発展にとって重要な要素と言えます。

そこで、これからの厚岸の緑づくりに向けては、上流域の緑の保全・育成や、別寒辺牛川をはじめとする河川及び貴重な緑の保全。町を守る観点では、避難場所となる後背の丘陵地や、酪農地域での防風保安林等の緑の保全。また、町民による各種の緑づくりの取り組みの推進と、そのための支援や応援等の環境づくりなど、様々な取り組みが考えられます。さらには、これらの取り組みを進める上での主体者となる町民の輪がさらに広がるよう、まちの緑は「町民 1 人 1 人の財産」であり、「町の資源を後世に引き継ぐ」という意識の共有に向けた、緑を知る機会や体験する機会等の基盤となる環境を整えることも重要と言えます。

厚岸町緑の基本計画は、町の上位、関連計画とも連動しながら、産業を育て、生活を育んでくれる緑を、町民の英知と協働の力で守り育てるための指針として、『緑と共に発展する豊かな厚岸の暮らしづくり』を理念に、これからのまちの緑づくりに向けたビジョンを策定します。



《 将来像 》

上位計画と整合を図り、緑の課題や町民の意向を踏まえ、緑づくりを行う上で、本町が目標とする将来像を以下のように設定します。

【第4期厚岸町総合計画】

『 ひとに活力 まちに魅力 創意ではばたく 新生あっけし 』

【厚岸町緑の基本計画】

【理念】

産業を育て、生活を育んでくれる緑を
町民の英知と協働の力で守り育てる

緑と共に発展する
豊かな厚岸の暮らしづくり

【緑づくりの目標】

[環境保全の緑]

漁業や酪農業など町の産業を守り・育てる緑を創る

[レクリエーションの緑]

湿原や湖などの貴重な自然や生活に身近な緑など
緑に親しむ暮らしを創る

[防災の緑]

漁村地域や農村地域など町の特徴に応じた、
災害から町を守る緑を創る

[景観の緑]

緑豊かな街に彩りをあたえる緑を創る

[緑づくりの取組等]

緑を育む基盤を創る



第 2 章

《 計画フレーム 》

緑の基本計画では平成35年を目標年次とし、計画フレームを都市計画マスタープラン等をもとに次の様に設定します。

1) 計画対象区域

計画対象区域	計画対象区域内市町村名
厚岸町行政区域の一部	国有林や国有地を除く厚岸町行政区域 58,035 ha
	厚岸町都市計画区域の全域 1,491 ha (うち 用途地域面積 518 ha)

2) 将来人口の見通し

	現況 (平成 15 年)		中間年次 (平成 25 年)		目標年次 (平成 35 年)
行政区域	12,270 人	→	10,750 人	→	9,000 人
都市計画区域	9,710 人 (約 79%)	→	8,500 人 (約 79%)	→	7,100 人 (約 79%)

※人口 12,270 人は平成 15 年 9 月末の住民基本台帳

※都市計画区域内人口 9,710 人は平成 15 年 3 月末の住民基本台帳

3) 用途地域の規模

	現況 (平成 15 年)		中間年次 (平成 25 年)		目標年次 (平成 35 年)
用途地域内人口	9,061 人 (都計区域の 93%)	→	7,900 人 (都計区域の 93%)	→	6,600 人 (都計区域の 93%)
用途地域の規模	518ha	→	518ha	→	518ha
人口密度	17.5 人 /ha	→	15.3 人 /ha	→	12.7 人 /ha

※用途地域内人口 9,061 人は平成 15 年 3 月末の住民基本台帳



《 目標水準の設定 》

緑の基本計画の目標水準を以下のように定めます。

1) 目標年次における緑地の確保目標量

目標年次における 緑地の確保目標量	国有林や国有地を除く 町行政区域に対する割合	概ね 40,000ha 69%
	将来都市計画区域面積に 対する割合	概ね 710ha 48%
	将来市街地面積に 対する割合（用途地域）	概ね 220ha 42%

2) 公園緑地等の施設として整備すべき1人あたりの緑地の目標水準

	現況 平成 15 年		中間年次 平成 25 年		目標年次 平成 35 年
住区基幹公園	4.1 m ² / 人	➡	5.3 m ² / 人	➡	8.3 m ² / 人
都市基幹公園等 その他の公園緑地	38.2 m ² / 人	➡	43.6 m ² / 人	➡	103.2 m ² / 人

《将来像に実現に向けた具体的目標》

国、道、町、そして町民との協働による
上流域の森づくり

◇ 900ha の造林植栽による森づくり

◇ 3,000ha の徐間伐等の保育による森づくり

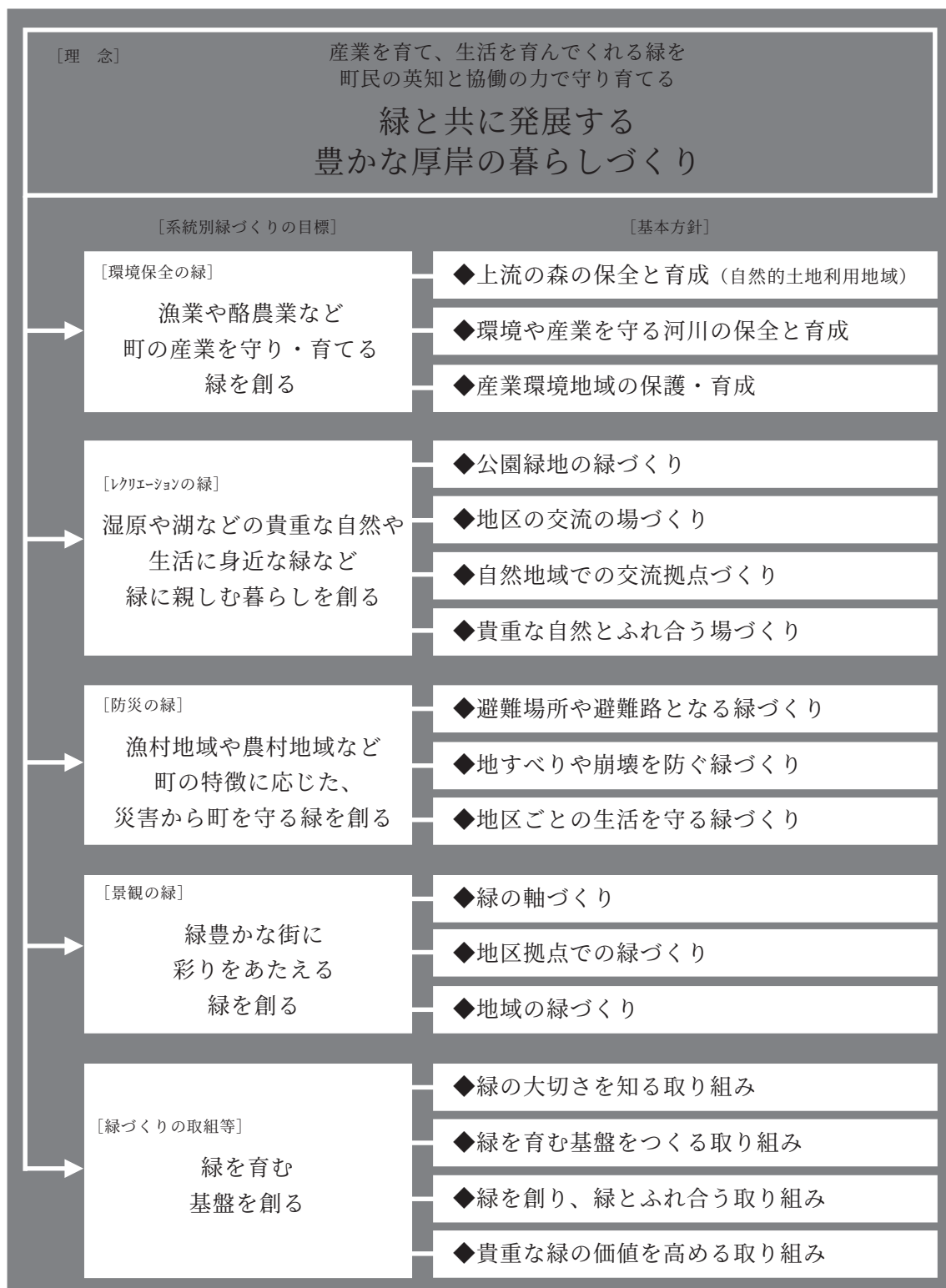
◇ 「町民の森」における計 21,100 本の植栽



第 2 章

《 緑づくり方針体系 》

本計画における方針体系を以下のように定めます。







第 2 章

□緑の将来像図（都市計画区域）



湖 北 地 区







第3章



実現に向けた施策と 緑の配置方針



環境保全系統の緑づくり

《 系統別緑づくりの目標 》

漁業や酪農業など
町の産業を守り・育てる
緑を創る

《 基本的な考え方 》

厚岸町では、厚岸湖に集約する別寒辺牛川水系により、上流域の酪農地域とカキの漁場でもある下流域の厚岸湖及び厚岸湾が繋がれています。これらの自然は町の基幹産業とも密接に関係していることから、上流域の森は湖に栄養分を補給する重要な森として保全育成を図ります。

また、町の基幹産業である、酪農と漁業がともに発展する環境づくりとして、酪農地域においては家畜ふん尿の適正な処理と合わせ、地域内を流れる河川周辺の緑の保全、また、下流域の漁業者等が中心となり取り組まれている植林活動等を継続し、緑づくりを通じた上流域と下流域における自然や人の良好な関係を今後も守り、育てます。

《 具体的な推進施策 》

1. 上流の森の保全と育成（自然的土地利用地域）

- ① 森林地域の保全育成
- ② 貴重な自然環境の保護（ラムサール条約登録湿地や道立自然公園区域）
- ③ 市街地周辺の緑づくり（白地地域の保全育成）

現在、上流域の森は右表の通り、約 39,821.4ha の緑が確保され、厚岸町森林整備計画をもととする造林活動をはじめ、「町民の森」等で町民との協働による植林活動も活発に進められ良好な緑として保全と育成が図られています。今後も現在の指定区域を保全し、町の自然環境の保全と漁業等の産業育成の森づくりを進めます。

また、具体の森づくりについては都市計画区域内の白地地域も含め、主に未立木地における広葉樹を含む造林植栽を積極的に進めるほか、人工林は徐間伐等の保育を適正に実施するとともに、天然広葉樹林においては適正に改良事業により更新していくものとし、水土保持機能をはじめとする公益的機能をより高度に発揮させる森づくりを行います。



さらに、その主な内容としては、現在進めている町民との協働による「町民の森」の造成を年間1ha（2,000本）を目標として実施し、今後新たに12,000本の植樹を目指します。

また、下表の地域森林計画対象民有林等においては、山づくりを主体的に行う森林組合との連携により漁業者など、いわゆる川下住民と川上の酪農家や林業・木材関係者の理解と参加を得ながら、目標年次である平成35年に向け、900ha（年平均で約45ha）の造林（植栽）事業を実施していきます。さらに、これらにより人工林予定地の大半での森づくりが実施されることとなるため、それ以外の森づくりについては、既人工林での徐間伐等による保育施業を重点的に行うこととし、平成35年までに3,000ha（年平均で約150ha）を目標に進めます。

地域制 緑地	指定緑地の種類		現在の指定量		
			指定量合計	都市計画区域 内	
				合計	用途地域内
法に よるもの	自然公園（厚岸道立自然公園）		11,658ha	299.3ha	206.8ha
	農業振興地域農用地区域		9,364ha	0.15ha	
	道自然環境保全地域		283ha	—	
	保安林区域		8,926ha	119ha	
	地域森林計画対象民有林		26,549ha	332ha	
	国設鳥獣保護地区		10,994ha	—	
	道設鳥獣保護地区		902ha	16ha	
	自然環境保全地域（日本製紙）		483ha	—	
	名勝・天然記念物・史跡等（国泰寺）		0.13ha	0.13ha	0.13ha
条例等 によるもの	分収林条例	分収林設定条例 （緑水会・等）	30ha	—	
		公的分収林設定条例 （町民の森）	40ha	—	
地域性緑地 合計		重複指定箇所を 除いた合計	39,821.4ha	644.7ha	206.9ha



2. 環境や産業を守る河川の保全と育成

- ① 『漁業環境育成河川』の保全・育成
- ② 『水質保全河川』での河川づくり（ホマカイ川流域の河畔林の取得）

本町の河川は沿岸漁業を育成するとともに水道水の水源等ともなっているなど、地域にとって重要な役割をもっています。そのような中、都市計画マスタープランでは町内の河川をその役割等に応じて、別寒辺牛川等を漁業環境育成河川に、酪農地区を流れる大別川等を水質保全河川に、別寒辺牛川水系のホマカイ川を飲料水供給河川と位置づけ、それぞれに応じた保全と育成を図ることとしております。

今後はこれら河川周辺の保全と育成に努めることが肝要となり、特に酪農地区を流れる河川ではその周辺における緑の確保と育成を行う必要があります。そのためには、土地の所有者からの協力を得ながら、河川周辺の森林整備や緑地保護を計画的に進めます。

水道水の水源となっているホマカイ川においては、「水源かん養林取得事業」を昭和56年度から実施しており、平成14年度までに271haが取得されています。今後も事業を継続し安全な飲料水を供給する河川づくりを行います。

また、上記の河川周辺等の一般民有林において、森林所有者の理解が得られない場合は、分収林条例の契約による植樹、並びに上記の水源かん養林取得等の公有化を積極的に進めます。

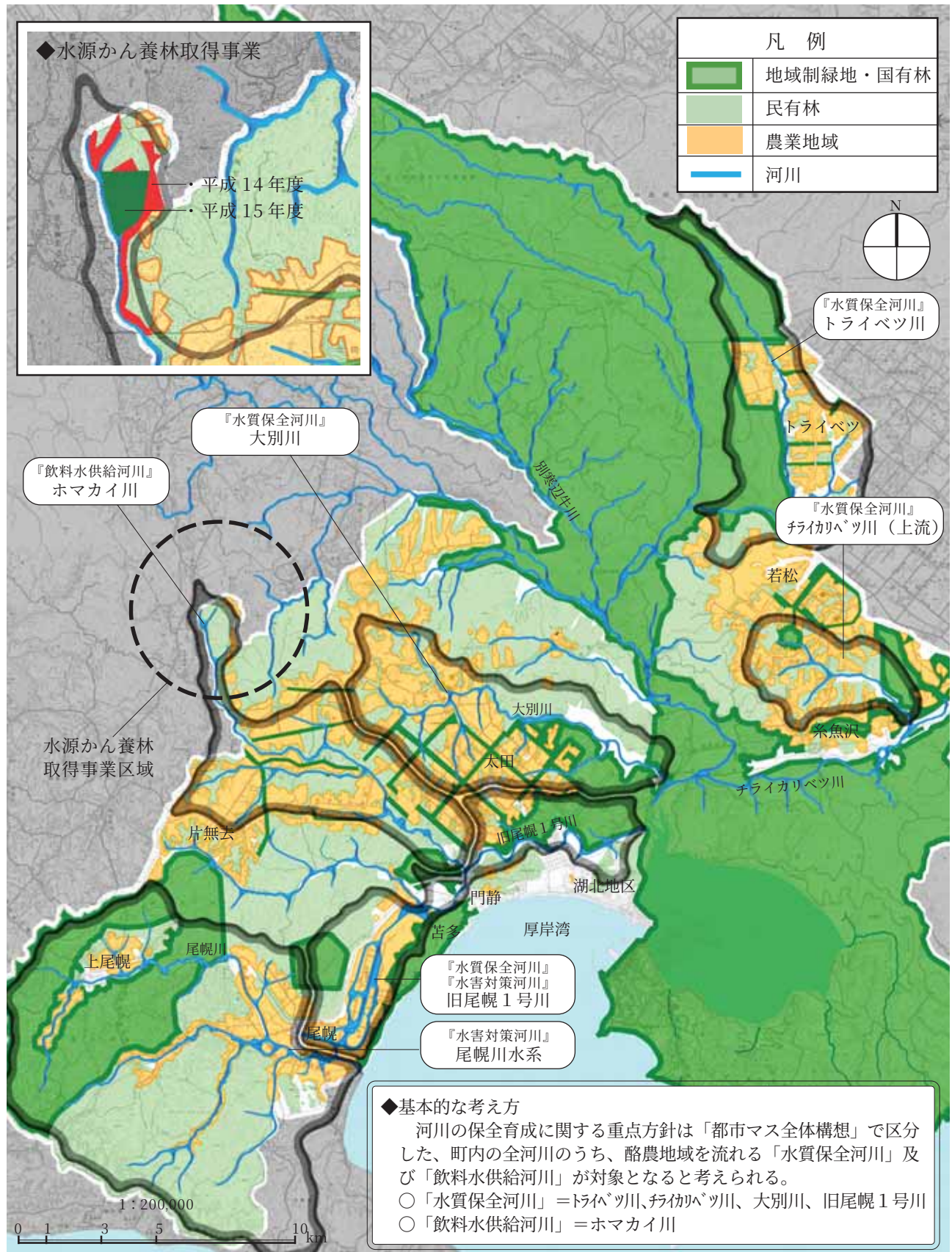


3. 産業環境地域の保護・育成

- ① 上流部酪農地域の緑づくり〔農業保全育成エリア〕
- ② 下流部漁業地域の緑づくり〔漁業保全育成エリア〕

上流域の酪農地域の農地は、生産緑地であるとともに、環境保全や水源かん養などの良好な環境形成に寄与しています。このため、これら貴重な緑でもある農地を保全するため、農業施策を通じて農業振興地域や農用地区域の優良農地を中心に保全を図ります。

□河川の保全と育成に関する方針図（全町）





《環境保全系統の緑地の配置方針》

● まちの骨格となる緑

- ・ 本町の上流域に広がる湿原や森林等の緑は、環境や産業に大きく影響する骨格となる緑として保全します。
- ・ 緑の配置に関しては、別寒辺牛川上流に広がる国有林（パイロットフォレスト）や上尾幌地区周辺の国有林を「国有林保全エリア」と位置づけます。また、保安林等に指定された森は「森林保全エリア」に、湿原地域は「湿原保全エリア」に位置づけます。さらに緑地の確保がなされていない民有林等は「森林保護育成エリア」と位置づけ、保護と育成を図る緑とします。
- ・ 別寒辺牛川をはじめとする町内の河川は、まちの骨格を形成する緑地として保全と河川緑地の育成を図ります。

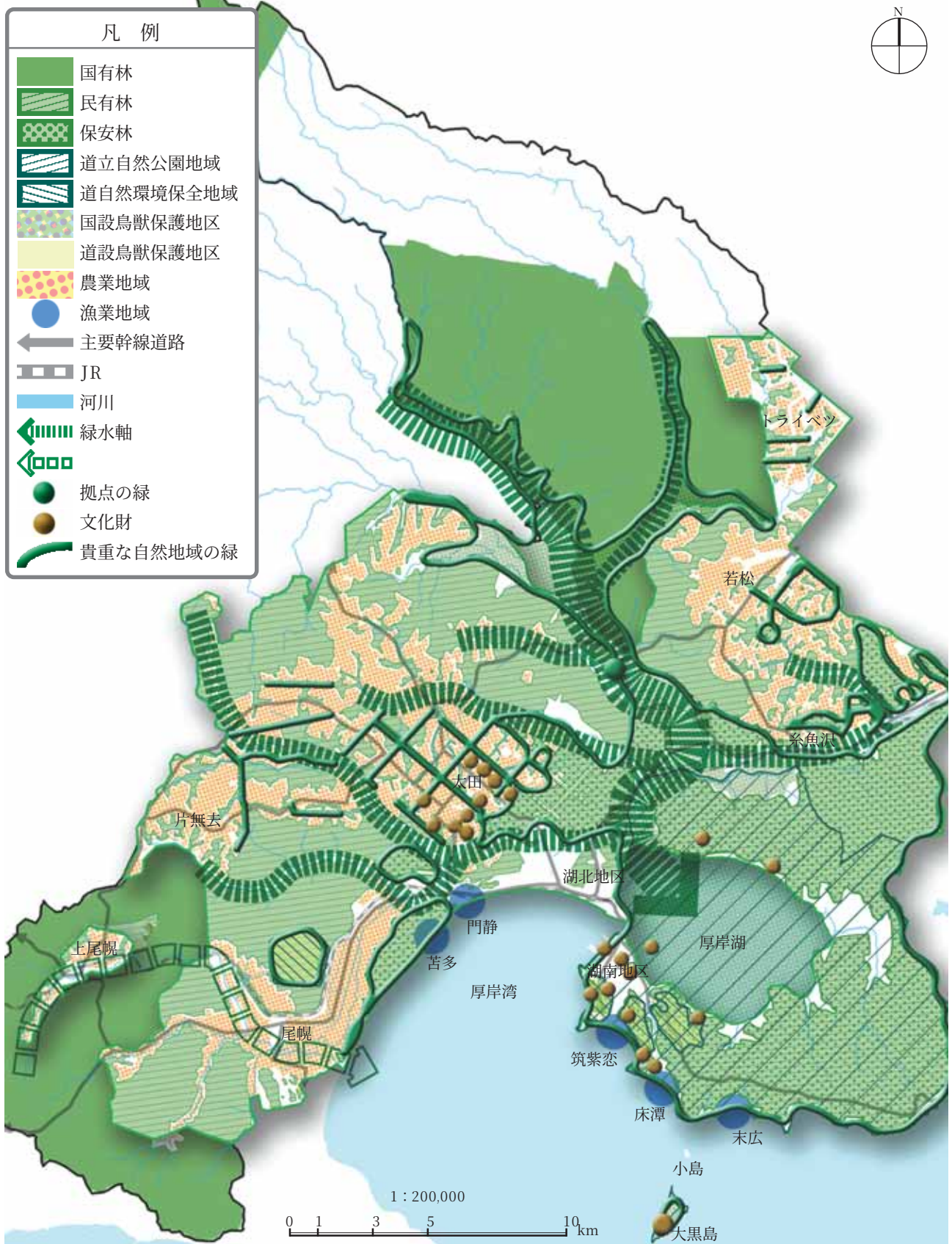
● 貴重な自然地域の緑

- ・ 本町では別寒辺牛川下流域の「ラムサール条約」登録湿地や厚岸湖周辺の「厚岸道立自然公園」等の指定区域の他、鳥獣保護地区や天然記念物の指定を受ける大黒島等の純度の高い自然がありますが、これらの自然を永続的に保護していくために、今後もこれらの緑の保護と各種区域の保全に努めます。

● 中心市街地域周辺の緑（白地地域の緑）

- ・ 本町の都市計画区域のうち、約65%は自然地域（白地地域）となっており、湿原や森林地域が広がっていますが、これらは中心市街地域の環境の基盤となる緑であるため、上記のエリア区分と同様に保全と育成を図ります。

□環境保全系統の緑の配置方針図（全町）





□環境保全系統の緑の配置方針図（都市計画区域）



湖 北 地 区







レクリエーション系統の緑づくり

《 系統別緑づくりの目標 》

湿原や湖などの貴重な自然や
生活に身近な緑など
緑に親しむ暮らしを創る

《 基本的な考え方 》

厚岸町には、厚岸湖を中心とする道立自然公園地域や、ラムサール条約の登録湿地である別寒辺牛川等の希少価値の高い自然があります。また、近年、グリーンツーリズムの機運が高まるなか、産業の場であった酪農地域も、今後は自然や産業体験の場としての活用も期待されています。これらの豊かな自然は他の町にはない、厚岸独自の貴重な資源であることから活かす場や取り組みづくりを行います。

また、町内に分散する市街地等においても、公園やパークゴルフ場等の身近に緑とふれあえ、日常生活を豊かにする緑づくりを行います。

《 具体的な推進施策 》

1. 公園緑地の緑づくり

- ① 街区公園等の適正配置（既存公園の適正な維持管理）
- ② 既存公園の緑化（子野日公園、宮園公園等の交流空間の充実）

本町の都市計画区域内の都市公園は平成15年度末現在で12箇所、約41.03haとなっており、都市計画区域内人口では1人当たり42.3㎡で全道平均を大きく上回っております。しかし、特に市街地郊外の飛び地となっている公園未整備団地等からは以前より公園整備の要望があげられています。街区公園等は町民の暮らしに密接した不可欠の都市施設であるため、誘致距離や安全性などを考慮しながら適正に配置します。また本町の既存街区公園等では遊具の老朽化も見られ、改善も求められています。町民生活や町民ニーズも多様化しているため、今後は近隣の町民の意見が反映される、特色ある公園づくりを行います。さらに、既存公園のリニューアルや新規の公園づくりについては、町の各種まちづくり予算等を活用しながら、地域の人に愛される公園を、地域の人たちと共に創る「協働による公園づくり」を基本とし、今後更なる財政状況の悪化が予想される中にありながらも、町民生活の基盤となる潤いの空間づくりを進めます。



都市公園の種類			現 況		将来目標量	
			箇所	面積	箇所	面積
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	8	1.99ha	14	3.90ha
		近隣公園	1	1.99ha	1	1.99ha
	都市基幹公園	総合公園	1	15.23ha	1	15.23ha
		運動公園	1	19.32ha	1	51.76ha
特殊公園		墓 園	1	2.50ha	1	6.05ha
広場緑地			—	—	1	0.25ha
合 計			12	41.03ha	19	79.18ha
			計 41ha から		計 79ha へ (約 1.9 倍)	

2. 地区の交流の場づくり

- ① パークゴルフ場の維持管理
- ② 集会所等の地区コミュニティ施設周辺の緑化と維持管理

本町の各地区にはそれぞれ公園をはじめ、パークゴルフ場や集会施設等の交流の場がそれぞれありますが、公園の花壇や公共施設用地の未利用箇所などでは地区独自の花壇づくり等の取り組みも見られます。今後も、こうした取り組みの輪を広げるため、地区住民が主体となって花壇づくりや管理を行うシステムを検討するなど、緑と地区の拠点づくりを行います。

3. 自然地域での交流拠点づくり

- ① 既存交流拠点の充実（緑のふるさと公園、あやめヶ原等）
- ② 休・廃校の小学校や公共施設を有効活用したレクリエーションの拠点づくり

近年、森林とのふれあい等森林の利活用の要求が高まっており、既存の公共施設である子野日公園や宮園公園、緑のふるさと公園、あやめヶ原等には、厚岸町内はもとより近隣市町村民のレクリエーション、スポーツ、イベントなど、緑との交流の場として活用されています。今後もより充分な施設になりえるよう、整備を行い利用の促進に努めます。また、本町には、休校中の糸魚沢小学校や廃校となった末広小学校があり、これらの学校は双方とも酪農や漁業等の産業地域にあることから、周辺の良い自然環境を活かした新たな交流拠点としての活用します。



4. 貴重な自然とふれ合う場づくり

- ① 水辺とのふれ合いの場づくり（水鳥観察館、別寒辺牛川でのカヌー下り等）
- ② 農とのふれ合いの場づくり（上尾幌）

別寒辺牛川は整備等がなされていない原始河川日本一の河川であり、上流域から下流域の厚岸湖まで、森や湿原また貴重な動植物とふれあえる場でもあります。近年、自然環境を壊さない必要最小限の整備によるカヌー乗り場が造られ、多くの人々に親しまれています。また、下流域には水鳥観察館も整備され、厚岸町の代表的な自然に触れ、学ぶことができる場として活用されています。今後も水辺とのふれあいの場として、この良好な自然環境の保全に努めます。また、尾幌・上尾幌地区では酪農ふれあい館やふれあい体験農園なども整備され、町民はもとより、近隣の住民にも親しまれています。今後も自然、水辺、農などそのままの自然と親しみ、学ぶことができる町として施設や周辺環境の維持保全に努めます。

《レクリエーション系統の緑地の配置方針》

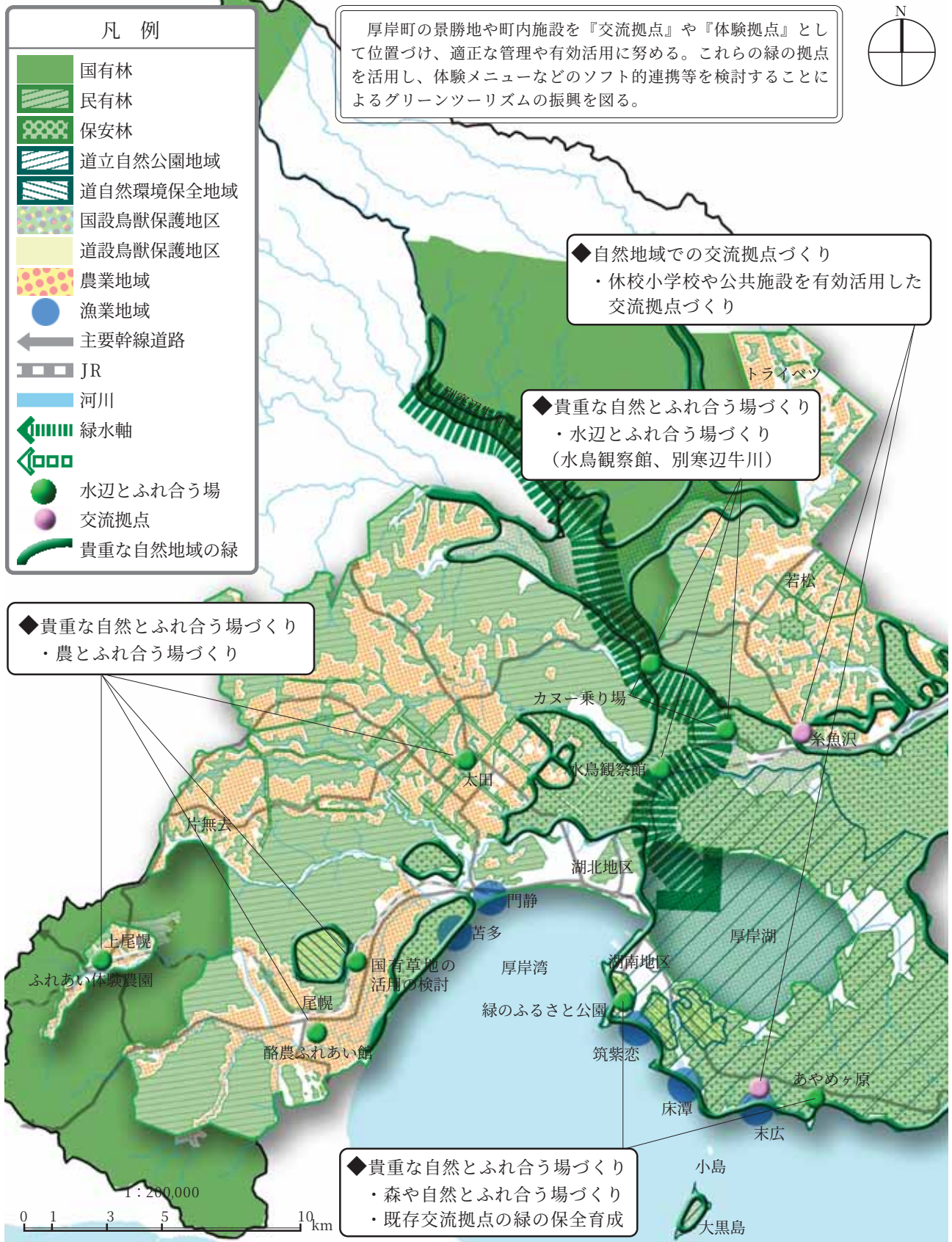
●身近なレクリエーション空間としての緑地の配置

- ・身近なレクリエーション空間である街区公園は半径 250 m、また近隣公園は半径 500 m に 1 箇所を基準に既設公園の位置や規模、周辺の土地利用等を考慮して適正に配置します。
- ・その他、小学校等の公共施設を身近なレクリエーションに対応する緑地として、活用を図ります。

●全町的なレクリエーション空間としての緑地の配置

- ・全町的なレクリエーション空間となる都市基幹公園は、宮園公園（運動公園）と子野日公園（総合公園）を配置します。宮園公園は園内の各施設の充実を図るとともに、今後公園後背地の森のゾーンにおいて、自然とふれ合える空間づくり等の検討を行います。
- ・また、特殊公園となる厚岸霊園については、現在、計画面積の一部が供用されている状況ですが、今後の需要等を見極め、拡大等の整備を行います。
- ・その他、別寒辺牛川は水と親しむレクリエーション軸として、現在配置されているカヌー乗り場、水鳥観察館とその周辺の緑地の維持・保全に努めます。農とふれ合う拠点には、上尾幌の「ふれあい体験農園」を配置し、毎年良好な土の管理等を行います。また、休校中の糸魚沢小学校と廃校した末広小学校は、新たなレクリエーション拠点として活用を図ります。

□レクリエーション系統の緑の配置方針図（全町）





第 3 章

□レクリエーション系統の緑の配置方針図（都市計画区域）



湖 北 地 区

【宮園公園】

- ・町民の健康づくりの場と利用者のニーズに応じた充実を図る

【太田南地区】

- ・街区公園等の整備

太田南

白浜通

宮園公園

白浜町

宮園町

山手通

【森林ふれあいゾーン】

- ・市街地に近い自然地域での、緑と親しむ場づくり

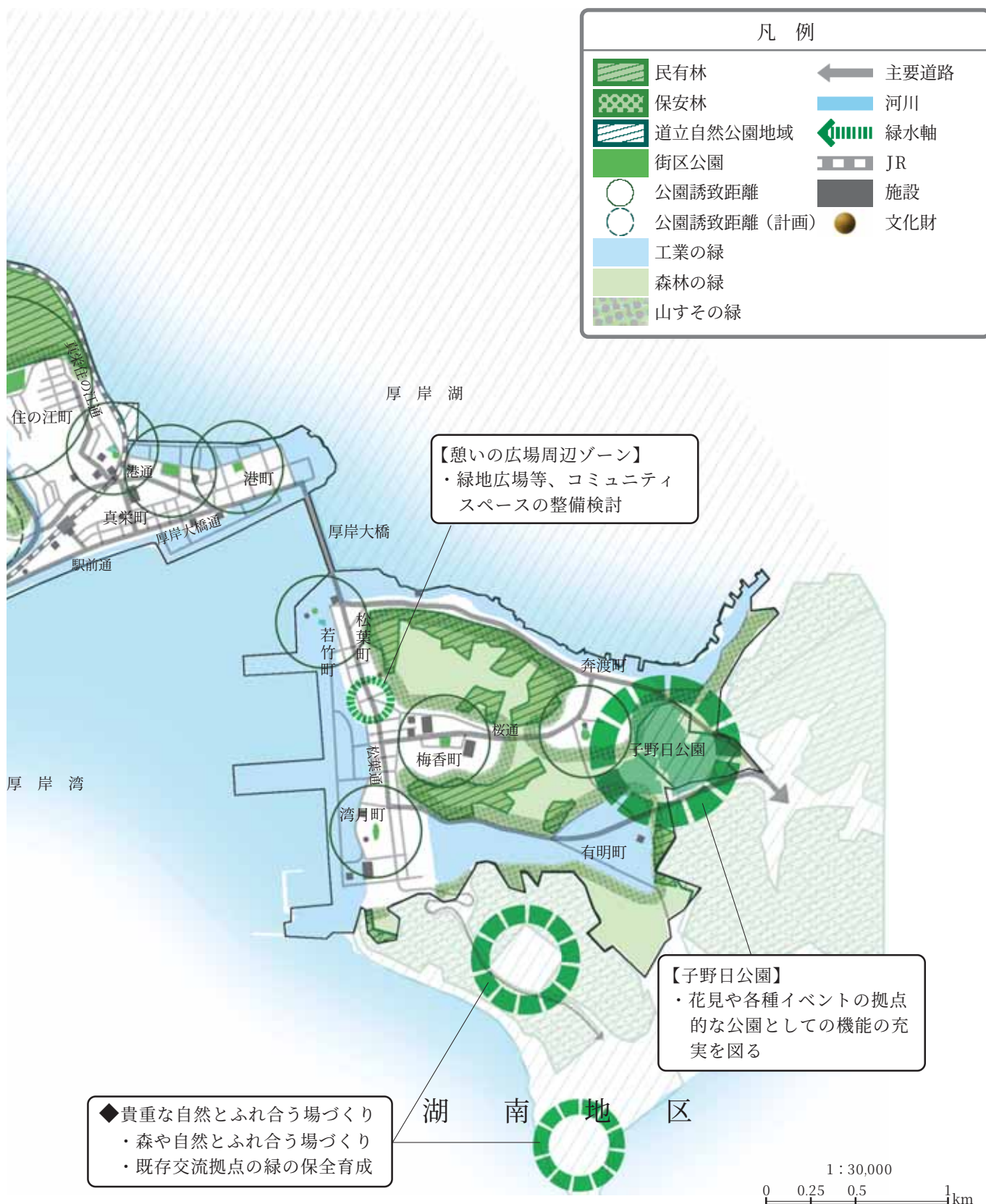
【偕楽園団地地区】

- ・街区公園等の整備

国道44号

現在、厚岸町の市街地には、主に住居系土地利用地域に8箇所の街区公園をはじめ、計11箇所の公園緑地が整備されています。

今後は、利用者のニーズに沿った既存公園等の維持管理や充実に努めることが主な方針となりますが、現在、用地は確保されているものの未整備である公園や、地区住民からの要望が高く、かつ市街地から距離がある、公園未整備地域での公園づくり、また、湖南地区における憩いの広場周辺ゾーンでのコミュニティスペースとしての緑地、広場づくりを検討します。





防災系統の緑づくり

《 系統別緑づくりの目標 》

漁村地域や農村地域など
町の特徴に応じた、災害から町を守る
緑を創る

《 基本的な考え方 》

厚岸町は、漁業地区はもとより、中心市街地である湖北・湖南地区も海に面しています。これらの居住地域の大半は海拔が10mにも満たない低地であるほか、居住地区の後背地は急傾斜地となっていることから、地震や津波等の災害から町を守っている緑を保全するとともに、安全な避難路や避難場所等の確保に努めます。

また、厚岸町の気象的な特徴に霧が上げられますが、酪農地域においては、防霧林や地区周辺の森が、これらの気象条件から地域を守る緑となっています。これらの生活環境を守る地区ごとの緑づくりに取り組みます。

《 具体的な推進施策 》

1. 避難場所や避難路となる緑づくり

- ① 避難場所づくり（既存公園の防災公園化の検討）
- ② 避難路の確保とネットワーク化

現在、海岸に面する中心市街地区や沿岸の漁業地区では、市街地後背の緑地（丘陵地）を避難場所に指定しています。今後もこれら避難場所と周辺の緑の維持・保全をはじめ、避難路のネットワーク化を行い、安全な避難環境づくりを行います。

また、中心市街地域の湖北地区と湖南地区は、厚岸大橋によって繋がっていますが、各種のライフラインが橋に布設されているため、災害時の橋の決壊等の場合も想定し、湖南地区の都市公園への備蓄倉庫や耐震性貯水槽など、必要とされる設備の整備を検討し、災害に強いまちづくりに資する公園整備を進めます。



2. 地すべりや崩壊を防ぐ緑づくり

- ① 急傾斜地や地すべり箇所の緑の保全
- ② 海岸の緑の保全

本町は海岸に面している市街地が多く、市街地の後背部の多くは丘陵地形や急傾地形となっています。中でも中心市街地域の湖南地区や海岸沿岸部では、地すべり箇所も複数存在し、これまで、計画的に治山整備が行われてきました。今後も、危険箇所の整備と合わせ、傾斜地の保護となる樹林や樹木の保全を図ります。

3. 地区ごとの生活を守る緑づくり

- ① 保安林等の緑の保全
- ② 酪農地域の耕地防風林等の保全
- ③ 各地区の河川等の緑の保全
- ④ 周辺環境と調和した工業エリアの緑づくり

厚岸町の緑は、防災の面からも様々な公益的な機能を発揮しています。上流域の森は水源かん養や貯水機能を有し、適切な水量を下流域に供給しています。また、河川周辺の樹林や樹木は河岸を強化し、河川を守っています。また、酪農地域の耕地防風林は、防風、防霧機能を有し地域を守っています。これらは現在のまちを守る緑となっていることから、全町的視点による総合的な保全と育成に努めます。中でも、酪農地域では多頭化経営等により採草放牧地化が進み森林が失われている現状であり、今後、耕地防風林等による緑の確保を積極的に進めます。

また、住宅地に隣接する工業エリア等においては、緩衝緑地等を設置するなど、緑地等の確保、造成を図り、緑を通じた潤いある環境づくりを進めます。





《防災系統の緑地の配置方針》

●自然災害を防止する緑の配置

- ・酪農地域の防風保安林は、防風、防霧の役割を果たしており維持・保全を図ります。
- ・水源かん養、貯水機能を維持するため、上流域の樹林、樹木の保全を図ります。
- ・湖南地区の御供山周辺、海岸沿岸部の斜面樹林、樹木は傾斜地保護の観点から保全を図ります。

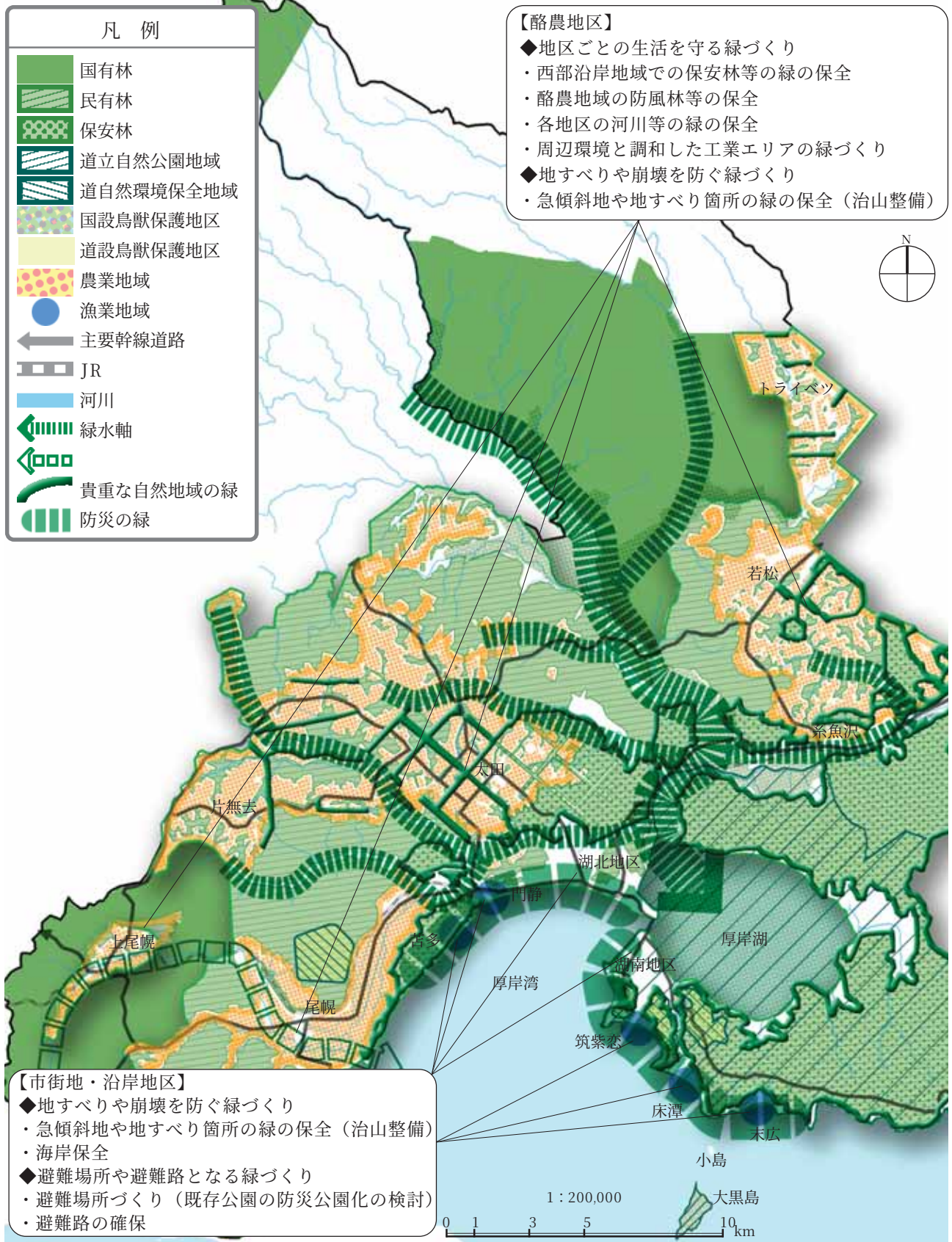
●災害時の安全を確保する緑の配置

- ・都市公園や学校は災害時の避難場所として位置づけられていますが、今後新たに整備される公園や学校、公共施設も避難場所として適正な配置を図ります。また、その他の避難場所や避難路の確保と周辺の緑の保護、育成を図ります。
- ・都市計画道路等は避難路としての機能や延焼遮断機能を有していることから、これらのネットワークを図ります。
- ・町内を流れる河川周辺の樹木（河畔林）は河岸の強化につながるため、保全に努めます。

●緩衝機能となる緑の配置

- ・工業エリアと居住エリアが隣接する地域については、緩衝機能を有する緑地を配置し、災害時の被害の防止に努めます。

□防災システムの緑の配置方針図（全町）

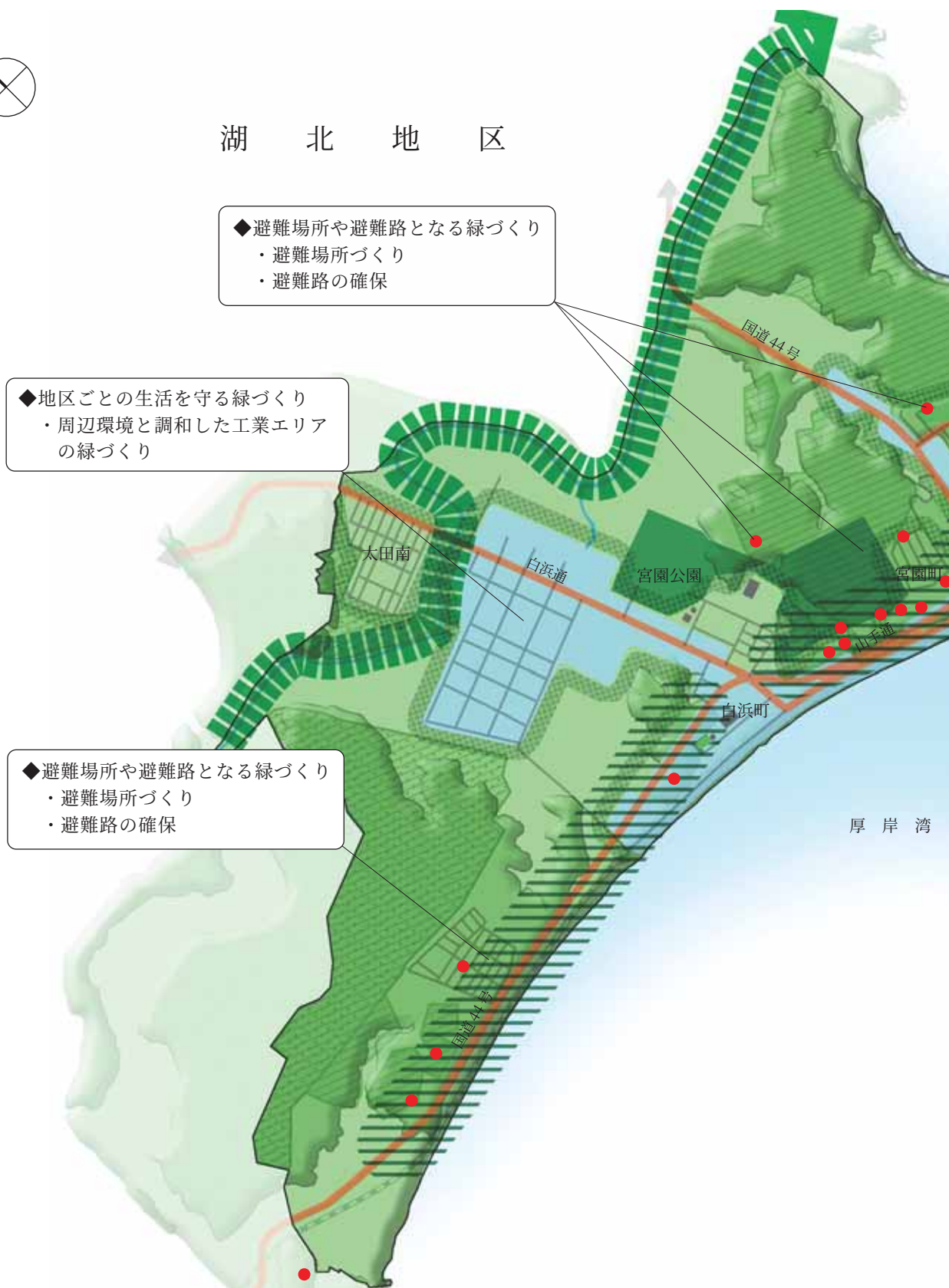


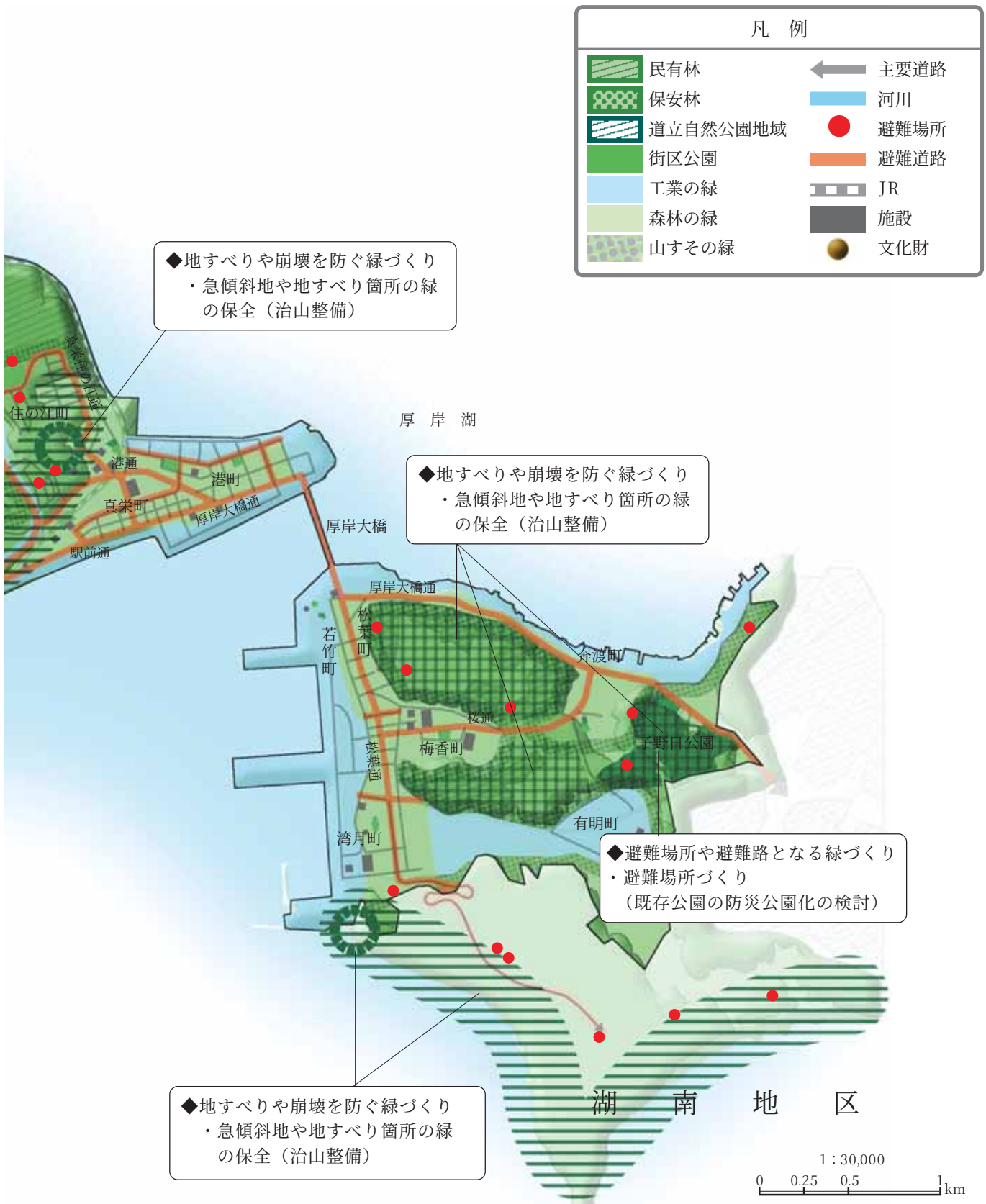


□防災系統の緑の配置方針図（都市計画区域）



湖 北 地 区







景観構成系統の緑づくり

《 系統別緑づくりの目標 》

緑豊かな街に彩りをあたえる
緑を創る

《 基本的な考え方 》

厚岸町は、市街地が全町的に分散していることが特徴にあげられますが、各地区の特徴を表す自然や酪農景観を今後も保全するとともに、これらの魅力的な地域を繋ぐ道路での景観づくりに取り組みます。特に各市街地の沿道は町の玄関口であったり、利便施設が集積する生活拠点であったりと多様に位置づけられ、これらを演出する場として、花や緑に彩られた景観づくりに取り組みます。また、生活を彩る緑づくりの取り組みとして、各市街地内の公共施設等の地区の拠点での緑づくりや、各家庭でのガーデニング等の取り組みを応援していきます。

《 具体的な推進施策 》

1. 緑の軸づくり

- ① 沿道景観軸づくり
- ② 河川景観軸づくり

国道や道道、市街地を通る幹線道路などは積極的に緑化を進め、緑が連続する街なみの形成を図るとともに、周辺の自然や公園等の緑と繋ぎ、緑や水に囲まれた街づくりを行います。

幹線道路の緑化にあたっては、地域の気象的条件を考慮した樹種の選定をはじめ、道路構造や土地利用等も踏まえ、町民の理解と協力を得ながら、緑の量感のある街なみ景観づくりを行います。また、各地区の町民の協力を得ながら、植樹柵での花壇づくり等による、花と緑のネットワークづくりを行います。

また、町内を流れる河川は、その大半は整備がされていない自然河川でもあるため、町の骨格的な自然景観軸として、今後も保全に努めます。



2. 地区拠点での緑づくり

- ① 公共施設周辺の緑づくり
- ② 地区コミュニティ拠点での緑づくり

役場周辺や福祉施設、その他の公共施設周辺の緑化を積極的に進めるとともに、新たな公共施設等の整備にあたっては緑化スペースを計画段階で配置するなど、市街地景観に彩りをあたえる、まちなかの緑を増やしていきます。

特に、町民の生活拠点となる役場や海事記念館敷地においては、緑地スペースを確保し緑化を行ってきましたが、今後は花による演出等も行っていきます。

また、町の拠点となるJR駅や学校や、各地区の拠点となる集会所や公園等においては、地域住民の協力も得ながら、花や緑による景観づくりを行うとともに、各拠点間のネットワーク化を図り、緑に彩られたまちなかの景観づくりに取り組みます。

さらに、市街地内の歴史的資源である寺社仏閣等の各拠点の景観保全とともに、上記のネットワークとも連結させ、特徴豊かな景観づくりを行います。

3. 地域の緑づくり

- ① 家庭及び地域の緑化
- ② 民間施設の緑化
- ③ 居住エリア内の宅地造成等における緑地の確保に向けた指導

現在、各家庭での花づくりやガーデニングなど、日々の暮らしの中で花や緑を楽しむ機会が増えてきています。このような中、厚岸町内においても各家庭でのガーデニング等の活動も活発になってきていることから、これらの取り組みの輪を更に広めていくために、今後もコンクールや写真展等の開催により、各家庭での緑づくりの普及と促進を支援していきます。

また、町内の大型商業施設や業務地区の施設周辺においても、積極的な緑化が推進されるよう、協力の要請をはじめ、条例や都市計画制度の運用等により仕組みづくりも検討していきます。

さらに、新たな企業進出や居住エリア内の未利用宅地等の開発においては、開発行為の許可制度、環境影響評価制度等の各種許可制度の運用により、緑地等の確保、造成、保全を図ります。



《景観構成系統の緑地の配置方針》

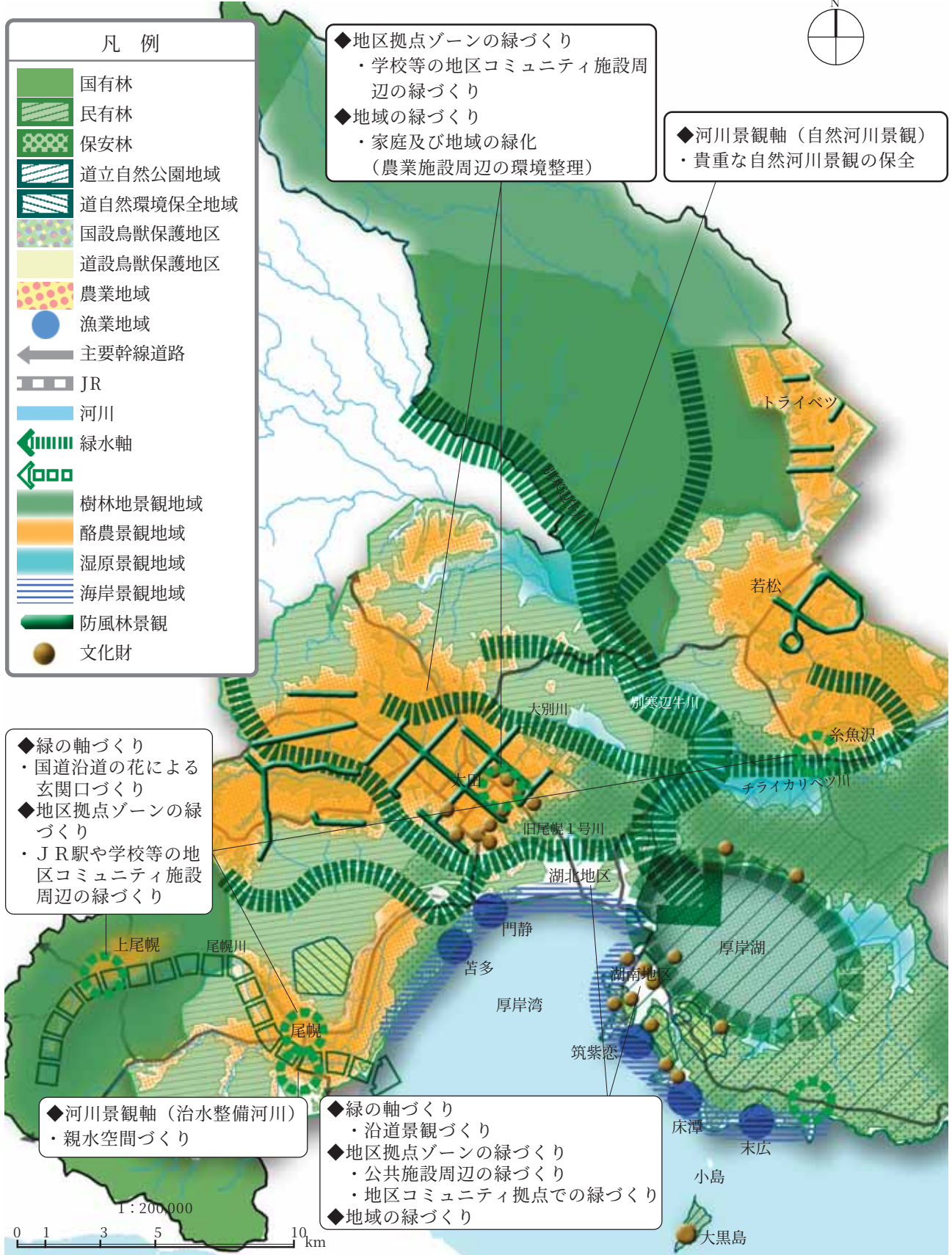
●町を象徴する緑の景観

- ・本町上流域の森林地帯は、パイロットフォレストや各種の指定緑地として保全された雄大な自然地帯であり本町を代表する景観であるため、永続的に保全に努めます。
- ・厚岸湖や別寒辺牛川周辺のラムサール条約登録湿地は、その純度高い自然から、野生の動植物の宝庫であり、また町を代表する水辺景観であるため、永続的に保全に努めます。

●地区を代表する緑の景観

- ・本町上流域の酪農地域は緩やかな丘陵地上に広がる酪農景観地域であり、道東を象徴する景観といえます。また、牧草地上の耕地防風林も地域の産業景観を特徴づける重要な要素ともなっているため、これらの農地や樹木の保全に努めます。
- ・中心市街地域のコンキリエ周辺や御供山周辺は、市街地の中にあって重要なランドマーク機能を有する緑地となっています。これらに代表される景観のシンボルとなる緑地は保全と活用を図ります。
- ・本町は道内でも古くから開かれたまちであり、特に寺社仏閣等の歴史的景観資源が点在しています。これらの景観資源はその歴史的な価値のみならず、市街地を特徴づける重要な要素でもあるため、景観保全とともに既存道路の緑化等によるネットワーク化を図り、町を特徴づける景観づくりを行います。

□景観構成系統の緑の配置方針図（全町）





□景観構成系統の緑の配置方針図（都市計画区域）



湖 北 地 区

◆緑の軸づくり
・河川景観軸づくり
（自然河川景観軸の保全）

◆地区拠点ゾーンの緑
づくり
（公園の維持管理等）

◆地域の緑づくり
・宅地開発等における緑地の確保に向けた指導
（開発行為の規制や緑確保のための指導）

◆地域の緑づくり
・家庭及び地域の緑化
・民間施設の緑化

◆緑の軸づくり
・沿道景観軸づくり
（街路樹の未整備街路におけ
る植樹と花による演出）







緑を育む基盤づくりの方針

《 具体的な推進施策 》

1. 緑の大切さを知る取り組み（緑の環境教育等）

- ① 町広報誌等による緑化普及宣伝
- ② 緑の羽根募金運動の展開（厚岸町緑化推進委員会との協働）
- ③ 花いっぱい運動等を通じた緑化思想の啓発普及活動

- ・ 緑化の推進は行政だけで出来るものではなく、広く町民の協力を得ることが必要であり、そのためには町広報誌、報道機関等の協力により、情報提供を行い、緑化広報の充実を図ります。
- ・ 町広報誌により緑化普及宣伝を行うとともに、厚岸町緑化推進委員会主催の緑の羽根募金運動の展開、また「厚岸町花のあるまちづくり推進委員会」での花いっぱい運動などの普及・推進に努めます。
- ・ 緑の潤いある住み良い環境づくりのため、厚岸町緑化推進委員会を中心として、地域団体、職場等、地域に密着した体制づくりをし、緑化思想の啓発を図り、緑化推進団体の育成に努めます。

2. 緑を育む基盤をつくる取り組み

- ① 緑に関する調査研究の推進（気候条件と適応する樹種の選定）
- ② 民有地での緑づくりを促進させる体制づくり（苗木の提供、協定等のルールづくり）

- ・ 緑化事業を進めていく上で必要となる要素の一つに、樹木の選定確保があげられます。緑化の箇所、緑化する人、緑化樹の確保の3つがそろわなければ緑化の推進は図れません。緑化樹の需要は、公園、街路、公共施設等、目的や内容も幅広く需要は多いと予想されます。当町は、春から秋にかけてこの地方特有の濃霧と夏期の低温、そして冬期間の凍結と乾燥等厳しい気候風土におかれており、樹木は全般にわたって育成が悪く、また枯死率も高いという状況です。今後、このような厳しい条件下での緑化樹木の樹種選定、植栽方法等の調査研究についてより一層の推進を行います。
- ・ また地元の樹種の種子をバイオブロックにより養成し、市街地周辺の裸地状態の箇所に使用し、本町の気候に対応した緑化推進を図ることも今後検討していきます。
- ・ 民有地の緑づくりの推進に向けては、苗木の確保が必要となります。特に酪農地域など面積の広い土地所有者にとっては苗木の確保も重要であるため、より公益性が高いと認められる箇所や、協定等により樹木を管理するルール等の検討など、民有地での緑化促進に向けた体制づくりについても検討を行います。



3. 緑を創り、緑とふれ合う取り組み（地域住民による緑化の推進）

- ① 町民との協働による身近な公園緑地の維持管理
- ② 町民との協働による森づくり（『町民の森』づくり）
- ③ 町民との協働による河畔林づくり（酪農地域での緑づくり）
- ④ 町民との協働による沿道景観づくり（里親制度等による景観づくり）

- ・ 各自治会や各種団体等の地域住民の手による、身近な公園緑地等の清掃、草刈り、樹木等の保護を呼びかけ、緑の愛護精神の高揚を図り、住民と一体となった緑化活動を推進するほか、別寒辺牛川上流の「町民の森」において、町民自らの手で公益的機能の高い森林を造成し、緑化思想並びに環境保全に対する啓発を図ります。
- ・ また、酪農地域においては、特に河川周辺等において、酪農家からの理解と協力を得ながら、植林等による緑づくりを行います。
- ・ 本町の街路樹の現況は、道路改良工事と合わせ植栽されているものの、気象条件による枯死が多く、また活着率が悪いため、厚岸町花のあるまちづくり推進委員会を通じ、地域住民の協力も得ながら緑化推進を進めます。また、花による沿道景観づくりの更なる推進に向け、沿道の植樹柵等を対象とした、「里親制度」等について、その実現に向けた検討を行います。

4. 貴重な緑の価値を高める取り組み （各種指定地域や事業等への働きかけ）

- ① 厚岸道立自然公園の「国定公園化」に向けた働きかけ
- ② 国や北海道の各種認定事業への積極的な参加

- ・ 本町の自然は貴重な財産であり、これまで多くの町民の手により守られてきました。今後はこれらの自然の保護はもとより、自然の価値を高める取り組みを行い、積極的に町の宝としてアピールすることも重要と言えます。そのことにより、町民の町への誇りを培うことにも繋がります。そこで、現在の厚岸道立自然公園の「国定公園化」に向けた働きかけを行っていきます。
- ・ また、厚岸町で取り組まれている「森づくり」等も国や道の各種認定事業等への積極的な参加により、活動に対する価値も高めていきます。



別寒辺牛湿原

第4章



緑づくりの推進に 向けて



「緑化重点地区」候補の検討

《 緑化重点地区とは 》

緑化重点地区は、緑の保全・整備・創造等の施策を重点的に推進するモデル地区としての役割を担うものです。

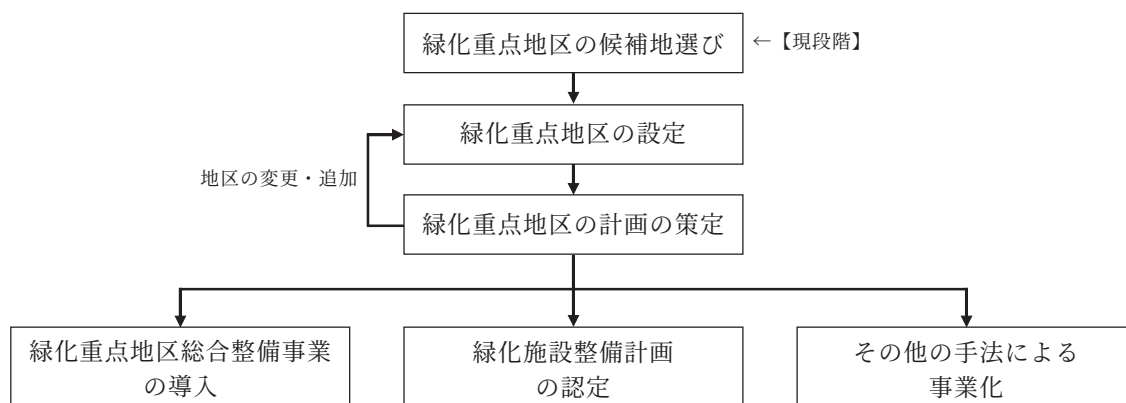
具体的には、都市のシンボルとなる地区や、みどりの少ない住宅地、風致の維持が特に重要な地区、緑化の推進に対し住民の意識が高い地区等で再開発事業や土地区画整理事業などの市街地開発事業と連携して設定することが可能な地区、住民の緑化活動が顕在化しており地区の詳しい計画の実現性が高い地区及び防災機能を向上する地区などがあげられます。

緑化重点地区は、これらの地区を抽出し、本計画の緑地の配置計画に位置づけ、地区レベルの詳しいプランを策定するものです。

《 緑化重点地区の意義 》

緑化重点地区を定める意義としては次の点があげられます。

- ・ 緑の基本計画を実現するための様々な手法を全町的に展開することが理想であるが、まちづくりの動向、計画の塾度、地元の意向など地区ごとで条件が異なり、現実的には困難といえる。
- ・ 特定の地区を絞り、公園整備など公共事業による緑化、住民による民有地の緑化、住民と行政が連携した緑化の推進や保全など、緑の基本計画が目指す姿を目に見える形にすることによって、他の地区での緑化意識の高まりなどの波及効果が期待でき、緑の基本計画策定の目的をより早期に達成することにつながる。
- ・ 緑化重点地区を定めた区域には緑化重点地区総合整備事業などの公共事業投入により、公共公益施設の緑化に際して補助金を受けることが可能となる



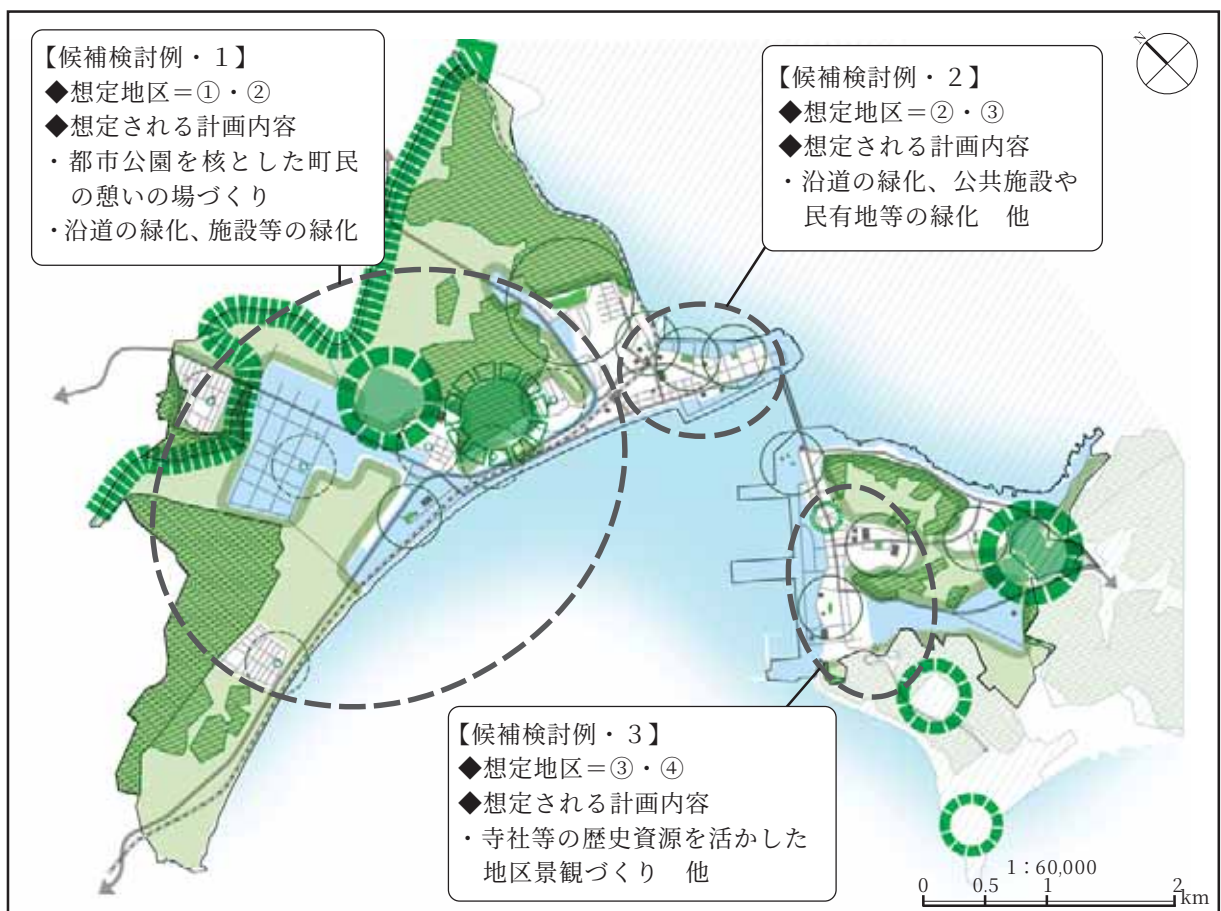


《 「緑化重点地区」 候補の検討 》

本町において今後緑化重点地区の候補を検討するにあたっては、本計画の内容に基づき以下のような地区が想定されます。

- 【想定地区】
- ① 都市公園を核として町民の憩いの場の創出を図る地区
 - ② 沿道の緑化や公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
 - ③ 駅前及び市街地の中心など、町のシンボルとなる地区での緑化推進
 - ④ 町内において風致の維持・創出が特に重要な地区

前記の通り、緑化重点地区の設定においては、まちづくりの動向や、計画の熟度、地元の意向などを勘案し、候補地の検討および設定することになります。また、まちづくりの動向に応じては、上記の想定地区以外での設定も考えられるとともに、一度設定した地区以外にも、町の状況を勘案し、逐次、地区の追加、変更も考えられます。





《 「緑化重点地区」の計画の策定について 》

緑化重点地区候補の検討及び設定の後、各種の事業実施に向けては、緑化重点地区計画を策定する必要があります。以下は計画策定内容を示します。

【緑化重点地区計画の内容】

○地区の現況

- ・ 設定された各地区における都市内での位置づけ等や地区の人口・面積等の概要及び緑地及び緑化の現況の把握

○課題の整理

- ・ 地区現況の把握結果に基づき、緑化の推進に関する計画策定のための地区課題を整理

○地区緑化の基本方針の設定

- ・ 地区課題に基づいて、当該地区における緑化の基本方針を策定

○地区の緑化の目標

- ・ 当該地区における基本方針を実現化するために必要な緑地の整備及び緑化等の目標量を設定する。

○地区緑化計画の策定

- ・ 地区緑化の基本方針及び目標に基づき、地区の緑地の整備、公共公益施設の緑化、民有地の緑化等について、その配置や緑化対象、施策内容、緑化目標、実施主体及び実施年次等からなる緑化計画を、地区に即し、具体的かつ詳細な内容で策定する。

○緑化イメージ図の作成

- ・ 参考図書として、緑化計画の具体的かつ詳しい内容施策の展開が分かるような緑化イメージ図を作成する。

參考資料

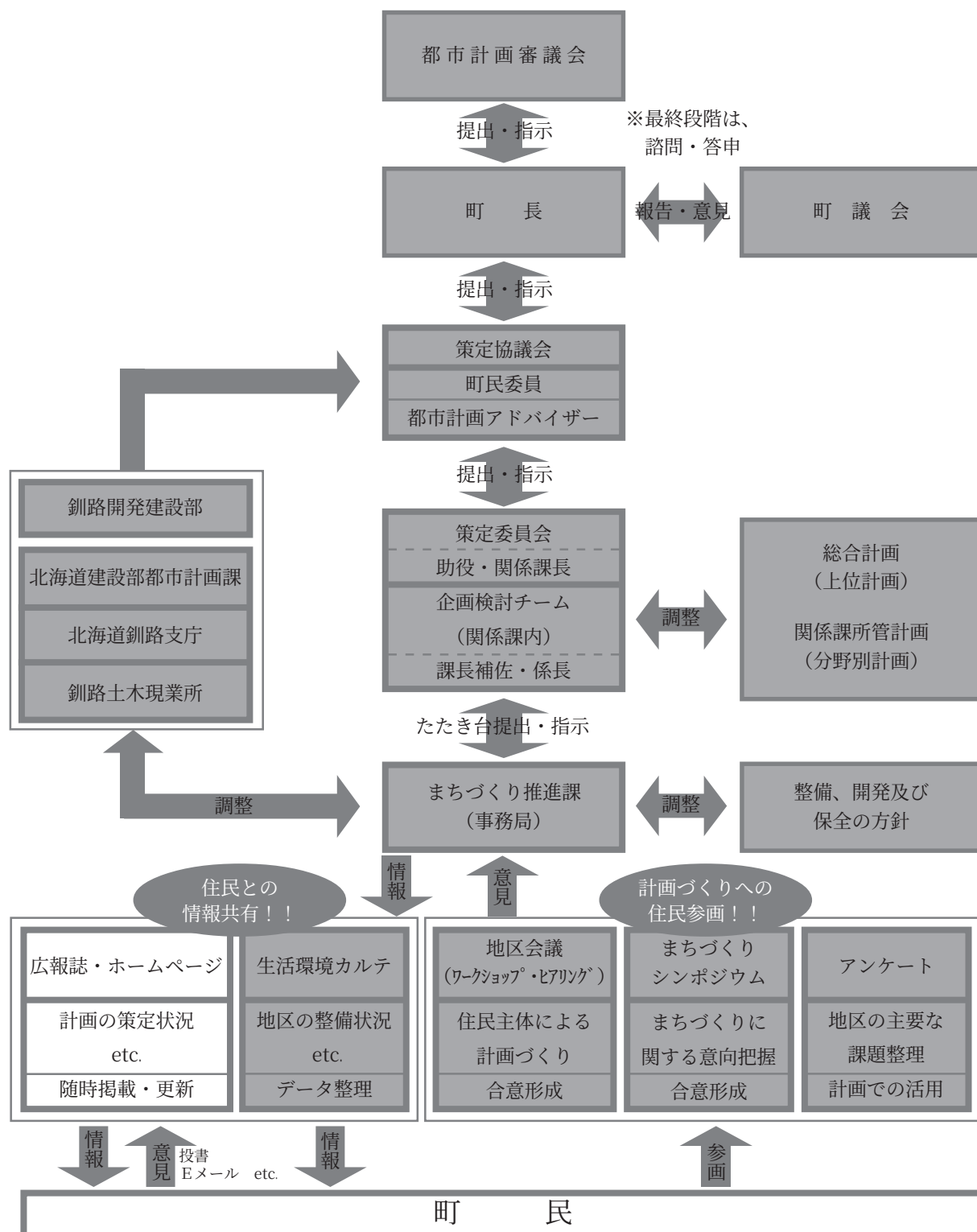


1. 緑地の整備目標総括表

	現況（平成15年）										中間年次（平成25年）										目標年次（平成35年）									
	市街地（用途地域）					都市計画区域					市街地（用途地域）					都市計画区域					市街地（用途地域）					都市計画区域				
	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人			
	ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）		ヶ所	面積（ha）	ヶ所
住区 基幹公園	街区公園	8	1.99	2.20	8	1.99	2.05	9	2.24	2.84	10	2.49	2.93	13	3.65	5.53	14	3.90	5.49											
	近隣公園	1	1.99	2.21	1	1.99	2.06	1	1.99	2.53	1	1.99	2.35	1	1.99	3.03	1	1.99	2.82											
	地区公園																													
	総合公園				1	15.23	15.68				1	15.23	17.92				1	15.23	21.45											
	運動公園				1	19.32	11.97				1	19.32	13.67				1	51.76	72.90											
	基幹公園計	9	3.98	4.40	11	38.53	31.76	10	4.23	5.37	11	39.03	36.87	14	5.64	8.56	17	72.88	102.66											
	風致公園																													
	動植物公園																													
	歴史公園																													
	墓園				1	2.50	2.57				1	2.50	2.94				1	6.05	8.52											
その他	広場公園													1	0.25	0.38	1	0.25	0.35											
	広域公園																													
	緩衝緑地																													
	都市緑地																													
	緑道																													
	都市林																													
	国の設置によるもの																													
	都市公園 計	9	3.98	4.40	12	41.03	34.34	10	4.23	5.37	12	41.53	39.81	15	5.89	8.94	19	79.18	111.54											
	公共施設緑地	19	11.30	12.47	20	12.50	12.87	19	11.30	14.30	20	12.50	14.71	19	11.30	17.12	20	12.50	17.62											
	都市公園等合計	28	15.28	16.87	32	53.53	47.21	29	15.53	19.67	32	54.03	54.62	34	17.19	26.06	39	91.68	129.14											
民間施設緑地	施設緑地 計																													
	緑地保全地区																													
	風致地区																													
	生産緑地地区																													
	その他法によるもの	2	206.93	339.73	7	811.58	835.82	2	206.93	261.94	7	811.58	954.80	2	206.93	313.53	7	811.58	1143.07											
	法によるもの 計	2	206.93	339.73	7	811.58	835.82	2	206.93	261.94	7	811.58	954.80	2	206.93	313.53	7	811.58	1143.07											
	条例等によるもの																													
	小 計	2	206.93	339.73	7	811.58	835.82	2	206.93	261.94	7	811.58	954.80	2	206.93	313.53	7	811.58	1143.07											
	地域性緑地の重複																													
	地域性緑地 計	2	206.93	339.73	7	644.70	663.95	2	206.93	261.94	7	644.70	758.47	2	206.93	313.53	7	644.70	908.03											
施設・地域性緑地の重複	施設・地域性緑地の重複	10	6.79		12	24.50		10	6.79		12	24.52		11	7.04		13	28.32												
	緑地総計			215.42	237.76		673.71	685.91		215.67	273.01		674.21	784.14		217.08	328.92		708.06	997.28										
	人口	用途地域内人口				9061人		用途地域内人口			7900人		用途地域内人口			6600人		6600人												
		都市計画区域内人口			9710人		都市計画区域内人口				8500人		都市計画区域内人口			7100人		7100人												



2. 策定組織図





3. 策定組織設置要綱等

(1) アドバイザー設置規則

―厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定アドバイザー設置規則―

(設 置)

第1条 厚岸町における都市政策の総合的・体系的な推進を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地保全法第2条の2に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するにあたり、専門的知識を有する厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定アドバイザー（以下「都市計画マスタープラン等策定アドバイザー」という。）を設置する。

(職務内容)

第2条 都市計画マスタープラン等アドバイザーは、住民の理解と参加のもとに望ましい都市像を明らかにし、地域別のまちづくりの目標や整備方針を総合的かつきめ細かく示し、同時に全町の視点での都市計画の基本的な方針となる都市計画マスタープランと、緑のオープンスペースの保全・創出に関わる施策を総合的に推進するうえで重要となる緑の基本計画の策定に係る補助及び助言を行うものとする。

(委 嘱)

第3条 都市計画マスタープラン等策定アドバイザーは、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に必要な専門的知識を有する者1名とし、選考のうえ町長が委嘱する。

(任 期)

第4条 都市計画マスタープラン等策定アドバイザーの任期は、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が完了するまでとする。

(謝 金)

第5条 都市計画マスタープラン等策定アドバイザーに対する謝金は、予算の範囲内で町長に協議して定める。

(費用弁償)

第6条 都市計画マスタープラン等策定アドバイザーが、第2条に規定する職務内容に係る業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定により支給する旅費の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用代償に関する条例の規定を準用する。

(庶 務)

第7条 都市計画マスタープラン等策定アドバイザーについての事務は、まちづくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、都市計画マスタープラン等策定アドバイザーに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成14年10月16日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。



(2) 策定委員会要綱

—厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱—

(設 置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地保全法第2条の2に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の計画案（以下「計画案」という。）について検討及び協議し、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定協議会に対して提出するものとする。

(組 織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長は、助役をもって充てる。
3 委員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

(会 議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。
2 委員長は、必要に応じ、委員以外の職員に対して会議に出席を求めることができる。

(企画検討チーム)

第6条 町民意見が十分に反映され、かつ、関係する諸計画と調整された計画案を作成するため、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定庁内企画検討チーム（以下「企画検討チーム」という。）を設置する。
2 企画検討チームのスタッフは、別表第2に定める職にある者をもって充てる。
3 企画検討チームの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(任 期)

第7条 委員及び企画検討チームスタッフの任期は、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 策定委員会及び企画検討チームの事務局は、まちづくり推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則 （平成14年10月16日訓令第35号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。



別表第1（第3条関係）

町長部局	その他
総務課長	教育委員会管理課長
行財政課長	教育委員会生涯学習課長
まちづくり推進課長	教育委員会体育振興課長
町民課長	釧路東部消防組合警防課長
保健福祉課長	釧路東部消防組合厚岸消防署長
環境施策課長	
農政課長	
水産課長	
商工観光課長	
建設課長	
水道課長	

別表第2（第6条関係）

町長部局			その他
総務課	商工観光課	農政課	教育委員会管理課
総務係長	商工雇用推進係長	課長補佐	課長補佐
交通防犯係長	観光係長	農業振興係長	学校教育係長
行財政課	食文化振興係長	農村整備係長	教育委員会生涯学習課
課長補佐	保健福祉課	水産課	課長補佐
財政係長	課長補佐	課長補佐	海事記念館長
まちづくり推進課	指導技師	水産振興係長	生涯学習係長
課長補佐	介護予防係長	建設課	文化財係長
企画調整係長	社会児童係長	課長補佐	教育委員会体育振興課
都市計画係長	障害福祉係長	管理維持係長	課長補佐
土地区画整理係長	介護保険係長	地籍調査係長	体育振興係長
町民課	環境政策課	土木係長	釧路東部消防組合
課長補佐	課長補佐	建築係長	厚岸消防署副署長
自治振興係長	環境対策係長	水道課	総務係長
生活衛生係長	廃棄物対策係長	課長補佐	
	林政係長	水道施設係長	
		下水道施設係長	



(4) 策定協議会規則

—厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定協議会設置規則—

(設 置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地保全法第2条の2に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定協議会（以下「策定協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定協議会は、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）から提出された計画案（以下「計画案」という。）について検討及び協議し、町長に対して提出するものとする。

(組 織)

第3条 策定協議会は、委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長は、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定アドバイザーをもって充てる。
3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（1）各種団体の役員又は職員
（2）識見を有する者
（3）その他町長が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員長は、策定協議会を代表し、会務を総理する。
2 委員長は、策定協議会に出席できないときは、委員のうちから代理を指名することができる。

(会 議)

第5条 策定協議会の会議は、委員長が招集する。

(オブザーバー)

第6条 委員長は、必要に応じ、町長と協議のうえ、策定協議会にオブザーバーを置くことができる。
2 オブザーバーは、策定協議会の求めに応じて会議に出席することができる。

(任 期)

第7条 委員の任期は、厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 策定協議会の事務局は、まちづくり推進課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定協議会に諮って定める。

附 則 （平成14年10月16日規則第59号）

この規則は公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。



4. 策定協議会委員名簿

分 野	氏 名	所 属	役 職
委員長（都市計画アドバイザー） 〔任期：H14.7.1～策定終了まで〕	小 林 英 嗣	北海道大学大学院 工学研究科 都市空間計画学研究室	大学院教授
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	會 田 十四吉	厚岸町都市計画審議会	会長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	柿 崎 多佳子	厚岸町女性団体連絡協議会	会長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	影 井 豪之助	前 厚岸町商工会	副会長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	川 端 昇 子	元 北海道商工会婦人部連合会	会長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	齊 藤 晃	厚岸せっけんの会	会長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	志 田 敏 雄	厚岸町自治会連合会	会長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	神 聖 悟	厚岸町緑水会	会長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	菅 江 喜 江	厚岸消費者協会	会長
委 員 〔任期：H14.11.1～H15.8.19まで〕	中 嶋 嘉 昭	前 厚岸町森林組合	代表理事 組合長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	中 村 一 明	うるする	代表
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	長谷川 利 之	厚岸漁業協同組合	専務理事
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	穂 刈 肇	釧路太田農業協同組合	代表理事 副組合長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	宮 川 佳 治	厚岸観光協会	会長
委 員 〔任期：H14.11.1～策定終了まで〕	宮 原 慎悦郎	前 厚岸建設業協会	会長
委 員 〔任期：H14.8.20～策定終了まで〕	舟 山 政 弘	厚岸町森林組合	代表理事 組合長

コンサルタント

株式会社シー・アイ・エス計画研究所

厚岸町緑の基本計画

平成16年3月策定

厚岸町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定事務局

福田美樹夫・高谷 高・湊谷政弘・秋田裕子

厚岸町まちづくり推進課

〒088-1192 厚岸町字真栄町1条2番地1

Tel (0153) 52－3131 (代)

Fax (0153) 52－3138 (代)

HomePage

<http://www2.marimo.or.jp/Akkeshi-town/>

E-mail

akkeshi@pop2.marimo.or.jp
